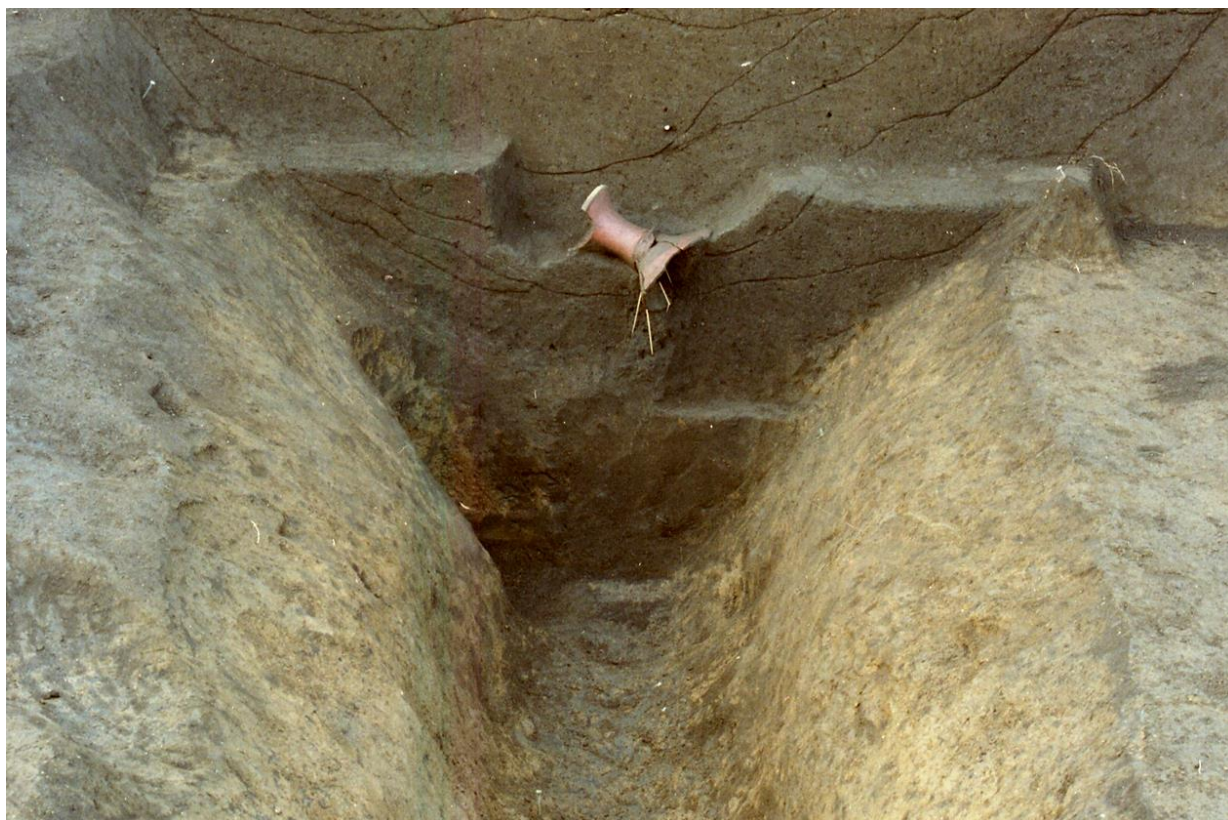


神奈川県茅ヶ崎市

史跡 下寺尾西方遺跡 保存活用計画 検討報告（案）



令和7年〇月

茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課

目 次

1 保存活用計画検討報告の経緯・目的	1
(1) 保存活用計画検討報告作成の経緯	1
(2) 西方計画検討報告の目的	2
(3) 西方計画検討報告の構成	2
(4) 西方計画検討報告の対象	3
(5) 委員会の設置・経緯	4
2 史跡下寺尾西方遺跡の概要	9
(1) 史跡下寺尾西方遺跡の概要	9
(2) 指定に至る経緯	10
(3) 指定の状況	18
(4) 指定地の状況	23
(5) 史跡を取り巻く環境	24
3 史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値	32
(1) 史跡下寺尾西方遺跡の価値	32
(2) 史跡下寺尾西方遺跡を構成する諸要素	35
4 史跡下寺尾西方遺跡の現状と課題	39
(1) 保存・管理	39
(2) 調査・研究	40
(3) 活用	40
(4) 整備	41
(5) 運営体制	42
5 大綱・基本方針	43
(1) 大綱	43
(2) 基本方針	43
6 保存管理	45
(1) 保存管理の方向性	45
(2) 保存管理の方法	45

7 調査研究	54
(1) 調査研究の方向性	54
(2) 調査・研究の方法	54
8 活用	55
(1) 活用の方向性	55
(2) 活用の方法	56
9 整備	59
(1) 整備の方向性	59
(2) 整備の方法	59
(3) 整備の対象	62
(4) 整備の実施時期・手順	63
10 運営体制	64
(1) 運営体制の方向性	64
(2) 運営体制の方法	64

1 保存活用計画検討報告の経緯・目的

(1) 保存活用計画検討報告作成の経緯

史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告は、史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画について、平成 30 年度から令和 6 年度までに茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会（以下「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」という。）で検討した内容をまとめたものである。本報告は史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画ではないが、計画策定を目指して史跡下寺尾西方遺跡の保存活用について子細に検討を行ったものである。



図 1 茅ヶ崎市の位置

史跡下寺尾西方遺跡は、国の文化審議会から「弥生時代中期後半の宮ノ台式期に限られて営まれた環濠集落で、新しく拡大された段階では南関東最大級の規模となる。出土遺物には土器のほか石器と鉄器があり、利器が石器から鉄器へ移行していく時期の在り方を示している。南関東における拠点集落の 1 つと位置付けられ、弥生時代中期社会の様相を知る上で重要である」と評価され、平成 31（2019）年 2 月 26 日に国の史跡に指定された。この史跡指定により史跡下寺尾西方遺跡は、先に指定された史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡の中心部分が大きく重なることになる。これにより、2 つの史跡は全国的にも稀有な「重なる史跡」となった。

茅ヶ崎市教育委員会では、史跡下寺尾西方遺跡が史跡指定されたことを受け、保存活用計画について検討を進めることにしたが、「重なる史跡」であるがゆえに、史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾官衙遺跡群の保存活用計画の整合性を図る必要があった。このことから、史跡指定当初より史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾官衙遺跡群の 2 つを合わせた保存活用計画の検討が進められたが、文化庁との協議の結果、単独で史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画を作成する方向で調整を進めることになった。

保存活用計画は、下寺尾遺跡群等保存・活用部会に諮り、指導助言をいただく形で検討を進めた。途中、新型コロナウイルス感染症の影響等により計画策定作業が滞ったが、保存活用の議論が深まるにつれ、計画の内容も徐々に整理されてきた。「重なる史跡」についても、その考え方を附編で示すことで今後の保存活用の指標とすることになったが、同時に現地整備や発掘調査の考え方の課題が浮き彫りになった。また、下寺尾遺跡群等保存・活用部会から、計画策定作業の遅れや整備スケジュールの不透明さも指摘されたことから、教育委員会では改めて保存活用整備の進め方について再考を行った。

教育委員会は、再度文化庁との協議に臨み、下寺尾遺跡群等保存・活用部会の検討経過を説明し、改めて史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾官衙遺跡群の 2 つを合わせた保存活用整備計画の必要性について説明を行った。その結果、史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の 2 つの史跡を対象とした保存活用計画と合わせて整備計画を策定する方針となり、これまで検討した史

跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画の内容は、今後の2つの史跡を対象とした保存活用整備計画に活かすことになった。

以上の経過により、平成30年度から令和6年度までの史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画に係る検討内容を、史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告（以下「西方計画検討報告」という。）としてまとめることになった。

(2) 西方計画検討報告の目的

西方計画検討報告の目的は、史跡下寺尾西方遺跡の恒久的な保存、効果的な活用、それに基づいた史跡の整備計画を明らかにしていくとともに、その内容を史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の2つの史跡を合わせた保存活用整備計画に反映することである。

史跡下寺尾西方遺跡は、弥生時代中期後半の環濠集落として国の史跡に指定されたが、指定範囲は遺跡の一部のみである。公有地の大部分は、県立茅ヶ崎北陵高校（以下「北陵高校」という。）の敷地内であるなど保存活用上の課題があることから、その中で弥生時代中期後半の環濠集落やその景観、重層する他の時代の遺跡の現状と課題を確認し、それを踏まえて保存活用を考えていく必要がある。

以上のことから西方計画検討報告では、史跡下寺尾西方遺跡の保存活用を進めていくために①史跡の本質的な価値を明らかにすること、②史跡の価値を構成する要素を整理すること、③史跡を適正に保存管理していく考え方や方法を示すこと、④今後の活用に関する方法や体制について考え方を示していくこと、⑤それらに基づいて整備の方向性を示すこととする。

(3) 西方計画検討報告の構成

西方計画検討報告においては、1章で西方計画検討報告の経緯と目的を示した。2章では史跡下寺尾西方遺跡の史跡指定状況や発掘調査成果、重層する遺跡としての下寺尾遺跡群の概要を示した。3章以降は西方計画検討報告の本論となり、3章では史跡の価値をまとめた。4章では史跡の現状・課題をまとめ、「保存管理」「調査研究」「活用」、「整備」の項目ごとに整理した。5章では4章の史跡の現状・課題を踏まえて史跡の将来像を提示した。6章以降は、3～5章を踏まえて史跡の将来像に向かうための史跡等の適切な「保存管理」「調査研究」「活用」、これを進めるための「整備」、計画に定めた史跡の将来像を実現するための「運営体制」の方向性・方法について言及した。

附編では「重なる史跡に対する保存活用の基本的考え方」を掲載した。附編は、計画の検討段階で史跡下寺尾西方遺跡と重なって存在する史跡下寺尾官衙遺跡群及び平成29（2017）年4月発行の官衙遺跡群計画との整合性が課題になったことから、重なる史跡の保存活用についての基本的な考え方をまとめたものである。

(4) 西方計画検討報告の対象

史跡下寺尾西方遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地の西方遺跡を中心に指定されている。環濠集落は西方遺跡の西部約 2/3 にあたり、南側に隣接する七堂伽藍跡では弥生時代中期後半の遺物が出土する。西方遺跡は舌状台地の先端部、七堂伽藍跡は台地に接する砂丘に立地するなど異なる立地であるが、集落は小高い台地を選地し、諸活動は集落を中心に地形的に連続する台地や砂丘へ展開したことが窺える。なお、方形周溝墓などの墓域や畑・水田などの生産域は未発見であり、集落内やその周辺において分布していることが期待される。

小出川を挟んで西側の低地部には、寒川町大曲五反田遺跡や寒川町岡田南河内遺跡などの弥生時代後期の遺物が出土する遺跡が所在しており、弥生時代中期後半で廃絶される西方遺跡の環濠集落の消長を捉える上で重要な遺跡である。

以上のことから、西方計画検討報告では文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地「西方遺跡」と西方遺跡に隣接する「七堂伽藍跡」を対象範囲とする。また、この対象範囲に近接する寒川町大曲五反田遺跡、岡田南河内遺跡についても、連携を図る対象とする。

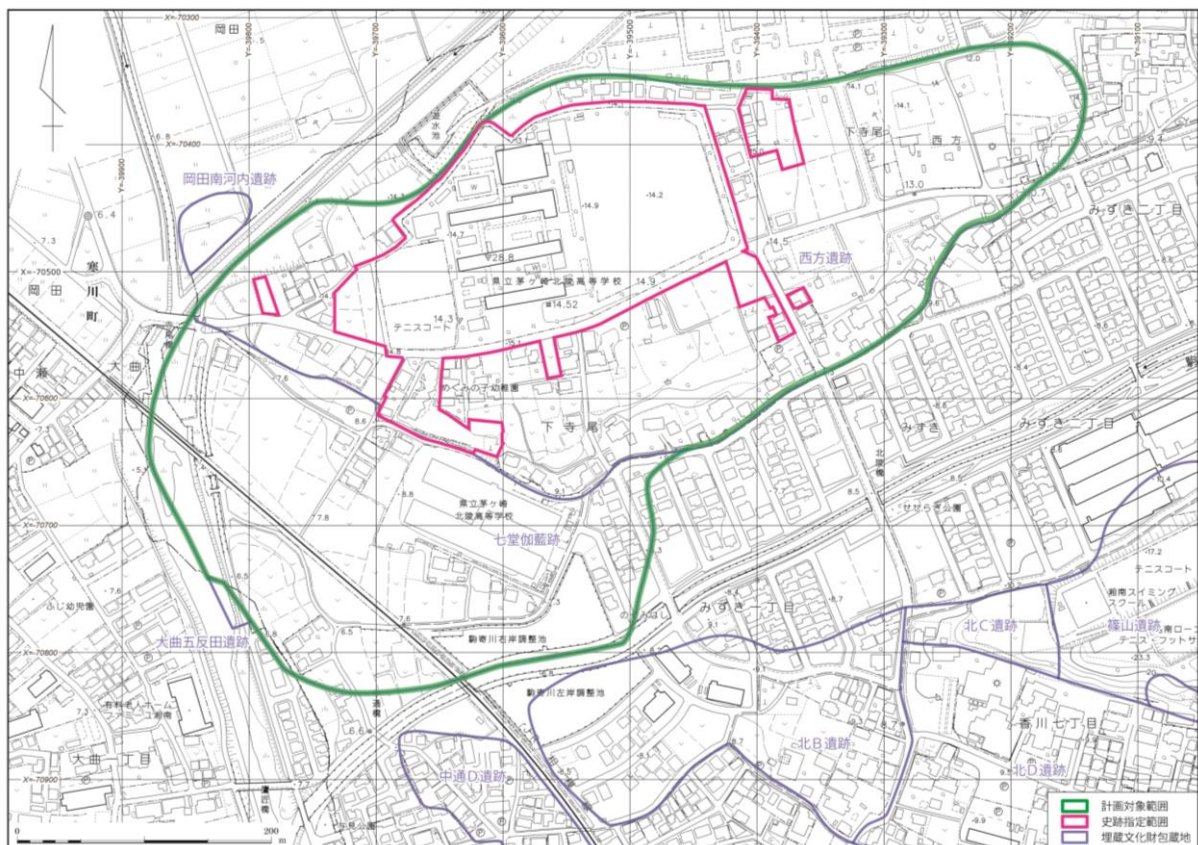


図 2 計画の対象範囲図

(5) 委員会の設置・経緯

西方計画検討報告の策定にあたっては、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第7条に則り、茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会として設置した下寺尾遺跡群等保存・活用部会に諮り、内容について審議を行った。当部会は、学識経験者、地元住民代表からなり、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課が事務局を担当した。また、文化庁文化財第二課ならびに神奈川県文化遺産課の指導助言を得た。

なお、本計画の策定に当たった下寺尾遺跡群等保存・活用部会の委員及びオブザーバーは次表のとおりである。

表1 茅ヶ崎市文化財保護審議会 下寺尾遺跡群等保存・活用部会名簿

◎委員

	氏 名	所 属	備 考
部会長	こんどう ひでお 近藤 英夫	東海大学名誉教授	学識経験者 考古学
委 員	あらい ひでき 荒井 秀規	藤沢市郷土歴史課学芸員	学識経験者 古代史
委 員	おかもと たかゆき 岡本 孝之	神奈川県考古学会会長	学識経験者 考古学
委 員	ごみ ふみひこ 五味 文彦	東京大学名誉教授	学識経験者 歴史学
委 員	たお まさとし 田尾 誠敏	東海大学講師	学識経験者 史跡整備・考古学
委 員	はこざき かずひさ 箱崎 和久	奈良文化財研究所 遺構研究室長	学識経験者 建築史
委 員	みやたき こうじ 宮瀧 交二	大東文化大学教授	学識経験者 博物館学・古代史
委 員	てらまえ なおと 寺前 直人	駒澤大学教授	学識経験者 考古学
委 員	さとう つぎお 佐藤 次男	下寺尾自治会	市 民・下寺尾自治会 (令和5年3月まで)
委 員	うおの まさのり 宇尾野 政徳	小出地区まちぢから協議 会下寺尾遺跡部会部会長	市 民・小出地区まち ぢから協議会 (令和6年7月より)

◎オブザーバー

オブザーバー	たにぐち はじめ 谷口 肇	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
オブザーバー	はぎわら あきら 萩原 滉	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
オブザーバー	おおむら こうじ 大村 浩司	元茅ヶ崎市教育委員会職員

ア 下寺尾遺跡群等保存・活用部会審議経過及び文化庁協議経過

審議会等の経過は、次のとおりである。

（平成 30（2018）年度）

第 1 回 平成 31（2019）年 2 月 26 日（火）13 時 30 分～

次第 議題 1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

・今後の保存活用の進め方について

その他

（令和元（2019）年度）

第 1 回 令和元（2019）年 6 月 16 日（日）13 時 30 分～

次第 議題 1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

・『基本方針』目次、「本質的価値」「重なる史跡の考え方」について検討

その他

文化庁・神奈川県打合せ 令和元（2019）年 8 月 22 日（木）

・打合せにおいて、文化庁調査官が 2 つの史跡を含んだ下寺尾遺跡群としての保存活用計画の作成を承諾したが、後日史跡下寺尾西方遺跡単独の保存活用計画単独の策定でなければ補助事業は難しいとの回答変更があった。

第 2 回 令和元（2019）年 9 月 16 日（月）13 時 30 分～

次第 議題 1 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画について

・「今後の進め方について」再検討、「本質的価値と構成要素」「重なる史跡の考え方」検討

その他

第 3 回 令和元（2019）年 11 月 10 日（日）13 時 30 分～

次第 議題 1 西方遺跡第 7 次確認調査現地指導

議題 2 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画について

・「本質的価値と構成要素」検討

その他

1 保存活用計画検討報告の経緯・目的

第4回 令和2（2020）年3月8日（日）新型コロナウイルスまん延防止対策により中止

（令和2（2020）年度）

第1回 令和2（2020）年7月17日（金）13時30分～

次第 議題1 令和2年度史跡保存・整備事業について

議題2 史跡下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申について

議題3 令和元年度史跡確認調査及び令和2年度史跡確認調査計画について

議題4 史跡指定地内における現状変更の計画について

第2回 令和3（2021）年3月15日（月）14時00分～17時00分

議題1 令和2年度史跡確認調査の現地視察について

（令和3（2021）年度）

新型コロナウイルス感染症まん延防止により中止

（令和4（2022）年度）

第1回 令和4（2022）年6月26日（日）13時30分～

次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

・「本質的価値と構成要素について」検討

議題2 令和5年度史跡内確認調査について

議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定・公有地化について

その他

第2回 令和5（2023）年3月21日（火）13時30分～

次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

・言葉の定義、目次案について検討

議題2 下寺尾遺跡群調査研究課題について

議題3 令和5年度史跡内確認調査について

議題4 報告事項

－ 1 史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定について

－ 2 現状変更について

その他

（令和5（2023）年度）

第1回 令和5（2023）年6月18日（日）14時00分～

次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

・「保存・管理」の考え方、「活用」の考え方について検討

議題2 令和5年度史跡内確認調査について

議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定・公有地化について

その他

第2回 令和5（2023）年8月29日（火）

次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画の進め方について

議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の確認調査第16次調査の現地指導について

その他

第3回 令和5（2023）年12月23日（土）13時30分～

次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

・「本質的価値」「現状と課題」「大綱・基本方針」「保存・管理」「調査研究」について検討

議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡確認調査について

議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡追加指定について

議題4 令和5年度下寺尾遺跡群に係る活用事業について

その他

第4回 令和6（2024）年2月23日（金）13時30分～

次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

・「活用」「整備」「運営体制」について検討

議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群および下寺尾西方遺跡における現状変更について

議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群および下寺尾西方遺跡確認調査について

議題4 周知の埋蔵文化財包蔵地西方遺跡の範囲変更について

議題5 令和5年度下寺尾遺跡群関連活用事業について

その他

（令和6（2024）年度）

第1回 令和6（2024）年7月27日（土）14時00分～

次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

・「整備」「附編」について検討

議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡確認調査場所の変更について

議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定について

議題4 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の公有地化について

議題5 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の現状変更について

その他

文化庁・神奈川県打合せ 令和6（2024）年10月1日（火）

1 保存活用計画検討報告の経緯・目的

- ・史跡及び保存活用計画について説明し、文化庁調査官に2つの史跡の整合性を図った保存活用整備計画の趣旨を御理解いただいた。計画の名称や補助事業の可否は内部で確認することなのであったが、後日補助事業として認める旨の連絡をいただいた。

第2回 令和6（2024）年11月9日（土）

次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

- ・「附編」について検討

議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群および下寺尾西方遺跡確認調査について

議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の公有地化について

その他

第3回 令和7（2025）年1月18日（土）14時00分～

次第 議題1 令和6年度史跡内確認調査の現地指導について

その他

第4回 令和7（2025）年2月1日（土）14時00分～

次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

その他

2 史跡下寺尾西方遺跡の概要

(1) 史跡下寺尾西方遺跡の概要

西方遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に限られて営まれた環濠集落で、これまでに環濠や竪穴住居が確認された。環濠は2条あり、不整の円形を描きながら、集落を形成している竪穴住居を囲んでいる。弥生時代の竪穴住居及びその可能性がある遺構はこれまでの調査で58棟が確認され、土器や石器、鉄器などの遺物が出土した。内側の環濠に囲まれた範囲は東西約200m×南北約250m、外側の環濠に囲まれた範囲は東西約400m×南北約250mとなっており、竪穴建物やそれぞれの環濠から出土した土器の比較から、先に内側の環濠が作られ、その後外側の環濠が作られたと考えられている。

拡大後の集落範囲は南関東最大級の規模となっており、西方遺跡は南関東における拠点集落の一つと位置付けられている。また、竪穴住居の消長により集落の成立から解体までの過程を知ることができ、出土資料から利器が石器から鉄器へ移行していく時期の在り方を示していることから、弥生時代中期社会の様相を知る上で重要であると評価され、その主要部分が史跡下寺尾官衙遺跡群と大きく重なる形で国の史跡に指定された。



写真1 弥生時代環濠集落の環濠跡（V字形）

（かながわ考古学財団調査報告157
『下寺尾西方A遺跡』より転載）

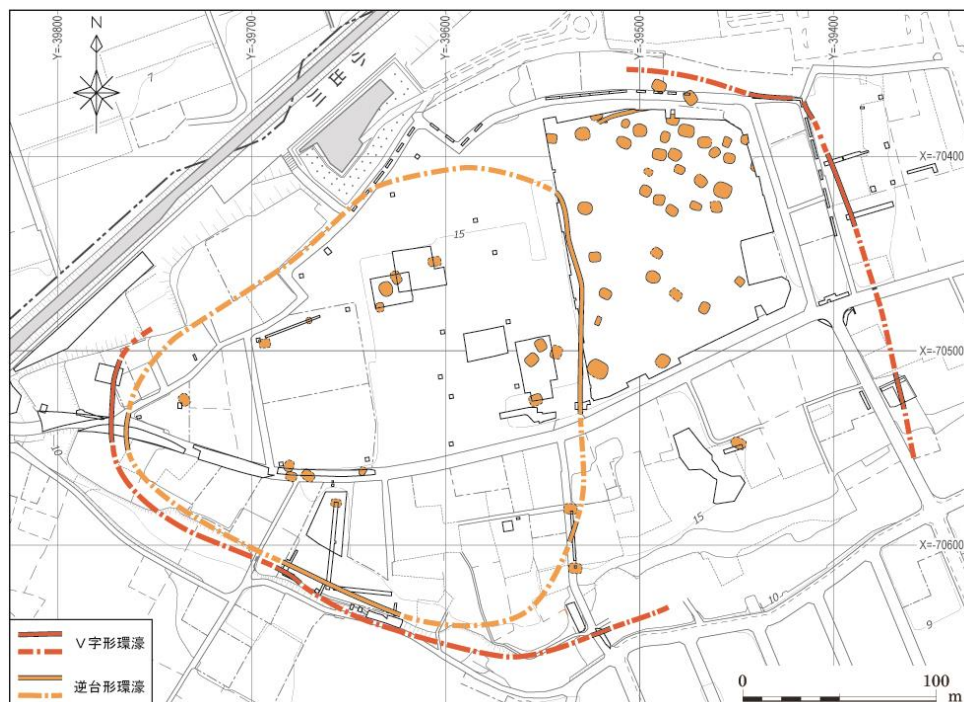


図3 史跡下寺尾西方遺跡遺構分布図

(2) 指定に至る経緯

史跡下寺尾西方遺跡が位置する下寺尾地区では、昭和 38（1963）年の西方貝塚における調査を嚆矢として、これまで 55 地点で発掘調査が行われている。このうち西方貝塚の調査と昭和 53（1978）年の七堂伽藍跡の第 1 次確認調査はともに遺跡の内容を確認するものであったが、昭和 61（1986）年に実施された市道改良工事に伴う西方 A 遺跡の事前調査以降は、七堂伽藍跡の確認調査を除き開発に伴う事前調査が増加してきた。加えて、区画整理事業に伴う調査や小出川河川改修事業に伴うものなど規模も大きな調査も増加した。一方、こうした調査によって資料が増加し、弥生時代の環濠集落やその他の時代の把握と評価が進んできた。

平成 27（2015）年には古代の役所跡である下寺尾官衙遺跡群の中心部分が国史跡に指定され、平成 29（2017）年には官衙遺跡群計画が策定された。官衙遺跡群計画には、史跡下寺尾官衙遺跡群と重なって存在する弥生時代中期後半の環濠集落の新指定について記載があり、史跡の保存活用とともに環濠集落の指定に向けて手続きを進めた。史跡下寺尾官衙遺跡群の指定から 4 年後の平成 31（2021）年には、弥生時代中期後半の環濠集落である史跡下寺尾西方遺跡の中心部分が国史跡に指定された。

ここでは、弥生時代に関する過去の調査研究成果を概観しながら、史跡下寺尾西方遺跡における指定の経緯について述べる。

ア 立教大学考古学研究室と茅ヶ崎市教育委員会による西方貝塚の調査

西方貝塚の調査を目的としたもので、昭和 38（1963）年に試掘が行われ、その結果をもとに翌昭和 39（1964）年に岡本勇が中心となる立教大学考古学研究室と茅ヶ崎市教育委員会とが協力して発掘調査を実施した。この調査が、西方遺跡における最初の考古学的調査と位置付けられる。調査では目的であった縄文時代前期の貝塚に関する資料を得るとともに、縄文時代の竪穴住居に重なった弥生時代の溝も確認され、調査結果は岡本によって報告されている（岡本 1969）。また、この報告のほか『西方貝塚の謎』という論文で西方貝塚の特徴や環境についても言及されている（岡本 1974）。さらに、その後発刊された『茅ヶ崎市史』（3 考古・民俗編 1980）にも報告されており、このなかで弥生時代の溝について以下のように記されている。「なお、この住居址の東端、つまり台形の底辺に相当する部分は、弥生時代中期（宮ノ台期）の溝によって破壊されていた。溝はローム面で幅 1.2m、深さ約 40cm をはかる。ほぼ南北方向にまっすぐ走っている」。ここで報告されている溝は、後述する環濠 2 の西側部分に該当するもので、西方遺跡における初の考古学的調査であるとともに、本遺跡の弥生時代遺跡における最初の遺構の発見となる。溝の時期まで述べていることから遺物も出土していた可能性があるが報告されていない。また、市史では「貝塚のある台地上には縄文土器のほか弥生土器および土師器が広く散布し、これらにまたがる複合遺跡であることを示している。」と記されており、遺跡が重層する複合遺跡であることをこの段階で指摘してい

る（岡本 1980）。また、この調査実施に深く関与したのが、地元茅ヶ崎市の郷土史に造詣の深かった塩川健寿を中心とする郷土会で、貝の散布から貝塚の可能性を指摘し、岡本への働きかけを行っている。このことは昭和 30 年代における文化財保護の取組みの一端を知ることでもでき、この調査成果があったことから、神奈川県遺跡台帳への登録や、その後行われた南側の道路拡張時における事前調査への動きを生む大きな要素となったと評価される。

イ 遺跡台帳への記載

西方貝塚の調査結果を受け、昭和 43（1968）年には神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳の原簿が作成されている。この時点では貝塚を中心とした範囲で、その後昭和 53・54（1978・1979）年に実施された茅ヶ崎市教育委員会の分布調査の報告では、現在の西方遺跡における南側や東側の一部が遺跡として認識されることになる。また、昭和 60（1985）年度には詳細分布調査が行われ、その結果を受けて、神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳に西方貝塚（西方 A 遺跡）を No. 1 遺跡、西方 B 遺跡を No. 48、西方 C 遺跡を No. 138 として記載された。平成 24（2012）年度には、この 3 遺跡を統合して「西方遺跡」として文化財保護法に基づく変更を行った。

ウ 茅ヶ崎市教育委員会による西方 A 遺跡と西方 C 遺跡の調査

西方貝塚の調査から 22 年後の昭和 61（1986）年に、西方遺跡内をほぼ東西に走る市道の道路拡幅工事が計画され、工事着手前の事前調査が西方 A 遺跡第 1 次調査として実施された。調査は、茅ヶ崎市教育委員会に事務局を置く茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会によって実施され、市の専門職員が調査を担当した。調査では、縄文時代の竪穴建物 1 棟、古墳時代後期の竪穴建物 7 軒、さらに近代遺構の戦跡である防空壕までが調査されたが、この中で弥生時代の溝状遺構 3 条や竪穴建物 4 棟も確認され、弥生時代の集落の存在を明らかにするなど大きな成果を上げた。

また、この調査中に東側に近接する西方 C 遺跡で発生した土取り工事及び天地返しに伴う開発行為に対し、西方 A 遺跡第 1 次調査と並行して緊急に発掘調査が実施された。その結果、古代の掘立柱建物とともに弥生時代の竪穴建物が確認され、弥生集落が東側にも広がることが判明した。なお、天地返しについてはその後中止の協力を得ることができ、当該地の遺跡は現在も保存されている。

この 2 地点の調査に対する調査報告書が、昭和 63（1988）年に『西方 A 遺跡』及び『西方 C 遺跡』として刊行されたが、報告の中で茅ヶ崎市教育委員会の富永富士雄は下寺尾西方遺跡が立地する台地上に弥生時代中期後半「宮ノ台式期」の「環濠集落」が存在することを初めて指摘した（富永ほか 1988）。これは、西方 A 遺跡第 1 次調査における 3 条の溝のうち 2 条について、断面形態の異なる 2 条の溝が並行し存在しており、横浜市の大塚遺跡や折本西原遺跡などの例から環濠として把握できるとされた。加えて、平行する 2 条の溝の存在から

二重に環濠がめぐることや、時期差を持つことも触れられている。また、西方C遺跡第1次調査での竪穴建物の発見なども考慮に入れ、集落は比較的広範囲に存在し、個々の竪穴住居の接近状況から同時存在は難しく、少なくとも2時期以上の竪穴建物群から構成されており、その中心は道路より北側に所在する北陵高校の敷地にかけてと推測されている。さらに、全ての竪穴建物が焼失住居であることも指摘されている（富永 1988）。この2か所の調査は、西方遺跡における本格的な調査としては最初であり、調査成果から本遺跡における弥生時代中期後半の環濠集落の存在を明らかにしたものと評価される。

昭和 62（1987）年には道路改良工事が第1次調査地点の東側に移ったが、事業課の認識や担当者間における連絡不足によって事前調査が行われず、工事が着手される事態が生じた。このことは新聞でも報道されることとなり、本市の遺跡保護行政に対する警鐘となった。なおこの事態を受け、開発部局との連絡を密にし、同年に行われた隣接する七堂伽藍跡における公共下水道工事に際しては事前調査が行われた。

エ 公共下水道敷設工事に伴う茅ヶ崎市教育委員会の調査

茅ヶ崎市では、昭和 63（1988）年度から市内の公共下水道敷設工事に伴う埋蔵文化財に対する記録保存化を開始した。この調査は下水管敷設部分を対象として行うもので、調査区の幅は約 1.1mと狭いものの敷設工事の総延長は長く、掘削される面積は広範囲になってしまい、遺跡への影響は大きいと判断したものである。この公共下水道敷設工事に伴う発掘調査は本市の歴史を考える上で重要な成果を上げるとともに、調査区の形状から各遺跡にトレンチを入れる形となり、遺跡の状況を把握するという意味で有効な考古学的所見を得ている。

こうしたなか平成 3（1991）年に実施された西方遺跡における公共下水道敷設工事に伴う調査では、延長 300mを対象に実施された。その結果、縄文時代の土坑、古代の竪穴建物や井戸の発見に加え、弥生時代における溝や竪穴住居が確認され、弥生時代の集落が北東部分にも広がることを明らかにした。平成 6（1994）年に刊行された報告『下寺尾西方A遺跡』で富永は弥生時代に関して、発見された集落は環濠集落であることを再度確認し、遺跡内を広く占める北陵高校を囲むような範囲で竪穴住居の分布が広がっており、その外郭に2形態の環濠が発見され、環濠の形態から2段階の変遷を持つこと、また確認されている環濠集落の時期は弥生時代中期のもので、それに続く弥生時代後期の遺物は出土しておらず、この段階で一時空白期が存在する可能性などを指摘している（富永 1994）。

公共下水道敷設工事に伴う調査では限られた調査範囲であったものの、この調査によって環濠集落の規模や時期などが明らかにされ、環濠集落についての内容を大きく前進させた。

オ 安藤広道による環濠集落の評価

平成 3（1991）年の調査以後下寺尾西方遺跡における調査はしばらく行われなかったが、平成 10（1998）年には、安藤広道によって、相模川流域における弥生時代集落の分析が行われ、西方遺跡が相模川東岸における中心集落であるとの評価がなされた。

安藤は「相模川流域における宮ノ台式期の集落」と題した論文で相模川流域の弥生中期の集落分布を分析し、相模川右岸では秦野市砂田台遺跡を中心としたグループ、左岸では西方遺跡を中心としたグループの存在を指摘した（安藤 1998）。また、すでに行われていた鶴見川流域の集落展開などとの比較を通じて、相模川流域における集落展開の可能性を示されている。調査件数が限られている中で本論は、西方遺跡の特徴などについて分析しており、その後の環濠集落研究に大きな影響を与えた。

カ 財団法人かながわ考古学財団による調査と遺跡の現状保存

平成 3（1991）年の調査以降調査はしばらく行われなかったことは前述したが、これは遺跡地の多くが市街化調整区域ということもあり、開発が少なかったことが背景にある。そのため遺跡は開発等で大きく改変されることなく保護されてきた。しかしながら、西方遺跡に隣接する七堂伽藍跡を含む地区では大規模な区画整理事業が平成 10（1998）年から開始されるとともに、西側部分でも小出川河川改修事業が平成 13（2001）年より開始されることとなり、西方遺跡やその周辺における開発が活発化してきた。

平成 11（1999）年には、遺跡内で発生した個人住宅建築に伴い茅ヶ崎市教育委員会によって浄化槽部分の調査が行われ、縄文時代の竪穴住居に加え、弥生時代でも竪穴住居の可能性が高い遺構が確認され、密度の高さを認識させた。翌平成 12（2000）年には、遺跡内に所在する北陵高校の建て替え計画が生じ、神奈川県教育委員会によって確認調査が行われた。その結果を踏まえ平成 14（2002）年から工事に伴う事前調査が開始された。また、同年にはすでに前年に開始されていた小出川河川改修に伴う西方遺跡部分の調査が実施され、台地の北東部下面において縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代などの資料が確認された。

北陵高校での調査は最終的に 12,800 m²が調査され、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代など複数の時代にわたる内容を明らかにする大きな成果を上げることとなる。なかでも古代においては相模国高座郡家に比定される官衙遺跡が発見され大きな話題となった。そしてその重要性から遺跡に対する取り扱いについて、記録保存ではなく現状保存を求める動きが活発化し、そうした動きを受け事業の原因者でもある神奈川県は遺跡の重要性を理解し、建て替え計画の見直しを行い、遺跡を現状保存するという決断に至った。多くが開発計画に伴う事前調査によって消滅していく中で、この調査事例は現状保存が図られるという文化財保護の観点からも大きな成果を上げることとなった。

調査は、記録保存から現状保存への方針変更が行われたことを受け、調査区域で発見された遺構に対する調査は、すべての発掘調査は行わず、保存を目的とした確認を中心とするものに変更された。このためすべての詳細なデータは得られていないが、弥生時代に関しては竪穴建物 37

棟と環濠 1 条、土器集中 1 箇所、土坑 1 基、溝 1 条などが確認されている。発見された溝が内側環濠であることが確認され、集落が東側にも展開することが明らかにされた。また、板状鉄斧、碧玉製大型勾玉未製品、碧玉製管玉など類例の少ない遺物の出土も注目された。

平成 15（2003）年に刊行された報告書『下寺尾西方 A 遺跡』では、弥生時代の成果について、確認された西方遺跡における集落は、神奈川県内では最大規模の環濠集落と想定でき、当地域における中心的集落と思われ、そのことは、大型の鉄斧などの特殊遺物の出土からも傍証できる、とされた。また、検出された竪穴建物は全て環濠の外側に位置することを明らかにした。さらに、墓域の存在については同一台地上に存在することは想像に難くない、と指摘された。

北陵高校における調査は、そのまとまった面積の調査から西方遺跡の内容を詳細に明らかにした。とくに弥生時代においては、環濠集落の変遷を推測できる内容を明らかにした。加えて古代の重要性についても広く知らしめることとなり、その後の保存に関する大きな転換期となった。

キ 蓄積される環濠集落の資料

北陵高校における調査の報告が作成された平成 15（2003）年には、高校の南側にあたる地点で幼稚園建設の計画が生じ、茅ヶ崎市教育委員会によって確認調査と必要部分の事前調査が実施された。この調査では、台地南側縁辺部を走行する環濠 2 条を明らかにしたほか竪穴住居と土器集中も確認された。なお、計画されていた幼稚園建設は、事業者の理解のもと遺構等への影響のない形の協力を得て、遺跡は現状保存されている。

平成 17（2005）年には、茅ヶ崎市教育委員会によって外側環濠の東側を確認する目的で、遺跡東側において調査が行われた（西方 A 遺跡の確認調査 2005：第 9 図 35）。その結果、目的とした環濠を確認し東側の位置を確定することができた。また、同じ年にはこの調査区の南側に近接する地点で神奈川県教育委員会が実施した水道管敷設工事に伴う立会いによって、環濠の一部が確認され東側環濠の存在を追認することとなった。

翌平成 18（2006）年には、遺跡内東側部分で市道交差点改良工事に伴う調査が行われた（西方 A 遺跡第 6 次調査・西方 C 遺跡第 2 次調査）が、この調査では、弥生時代の遺構・遺物はみられなかったものの、調査区で発見された古代の溝状遺構の検討が行われ、その結果、西方 A 遺跡第 2 次調査で発見された弥生時代の環濠と同一の可能性が指摘された。

また、同じ年には、遺跡内の南側にあたる地点で道路拡幅に伴う確認調査が行われた（西方 C 遺跡確認調査 2006）。その結果、断面形の異なる 2 本の環濠を確認することができたほか、竪穴建物も発見された。環濠については、西側ではほぼ並行して走行していたものが、1 本は遺跡中央部で北側に走行し始めていること、もう 1 本は地形に沿って東側に延びていくことや確認状況が溝の下部であったことから、本来の地形が南側に延びていたことなどを明らかにすることができた。この調査は、道路拡幅部分である幅約 1.2m を対象に行ったものであるが、対象延長 70m であったことで、環濠の位置や地形改変など様々な成果を上げることができた。

ク 公開普及事業と谷口肇の評価

現地における調査が進み、環濠集落に関する資料が蓄積していく中、これらの成果を基に遺跡に関する研究や公開普及も進められた。

茅ヶ崎市においては、平成 2（1990）年から毎年遺跡調査発表展示会が行われており、市内で発掘調査が実施された成果について翌年度にその内容を速報の形で広く周知している。こうした機会では、西方遺跡に関わる調査についても順次公開されてきた。また、平成 15（2003）年には財団法人かながわ考古学財団（当時）と茅ヶ崎市教育委員会による公開セミナー「高座郡衙（郡家）の世界」が行われた。このセミナーは西方遺跡で発見された古代官衙遺跡に的を当てたものであったが、平成 17（2005）年に文化庁によって開催された「発掘された日本列島」展においては、西方遺跡の弥生時代の成果が取り上げられ全国を巡回している。

平成 18（2006）年には、神奈川県教育委員会と茅ヶ崎市教育委員会によって市民講座『茅ヶ崎市下寺尾地区の遺跡群について』が開催された。本講座では遺跡が所在する下寺尾地区に焦点を当て、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中近世について報告が行われた。

そして、弥生時代を担当した神奈川県教育委員会の谷口肇によって環濠集落の評価や課題について詳説された。その内容は①弥生時代中期後半の宮ノ台式期において集落の成立から最盛期、終末期が展開する、②集落拡張の度合いが大きい、③規模的にはこの周辺地域における中核的集落である、④石器の終末と鉄器出現のまさに端境期に相当する、と評価するとともに、課題として①集落の成立と廃絶の様相の解明、②集落拡張の背景の解明、③大規模集落にふさわしい墓域の解明、④周辺「宮ノ台式期」集落との関連、⑤弥生後期文化との関係、などを指摘している（谷口 2006）。

ケ 進む西方遺跡の調査

その後も遺跡内においては、開発に伴う事前調査と遺跡確認のための確認調査など、それぞれの目的による調査が進むことになる。

平成 19（2007）年には、神奈川県教育委員会によって北陵高校における確認調査が行われた（西方 A 遺跡確認調査 2007）。この調査は既存校舎部分での遺跡の残存を把握するもので、その結果、遺跡が残存していることに加え、弥生時代の竪穴建物なども確認された。翌平成 20（2008）年には、遺跡内南側で生じた開発に伴う事前調査が実施された（西方 B 遺跡第 2 次調査）。宅地造成に伴うこの調査では、古墳時代後期の竪穴建物が確認されたほか縄文、弥生時代の遺物も出土した。また同じ年には遺跡内西側部分で計画された道路拡幅に伴う事前調査が実施された（西方 A 遺跡第 7 次調査）。この調査では、縄文時代の記録を作成するとともに、戦跡である防空壕の調査も行われ記録化された。

2 史跡下寺尾西方遺跡の概要

平成 22（2010）年には、茅ヶ崎市教育委員会による古代官衙遺跡の確認を目的とした調査が北陵高校内において行われ（西方 A 遺跡確認調査 2010）、目的であった古代の区画溝のほか弥生時代の遺構・遺物も確認された。また、平成 24（2012）年には茅ヶ崎市教育委員会によって遺跡内東側部分で開発対応の確認調査が行われた（西方 A 遺跡確認調査 2012）。この調査では古代の遺構に加え、近世の区画溝が明らかにされた。

コ 西方遺跡への統合と下寺尾官衙遺跡群の史跡指定

これまで西方 A 遺跡、西方 B 遺跡、西方 C 遺跡として区別されていたこれらの遺跡は、前述したとおり、調査成果や地形的な共通点などから同一の遺跡として扱うことが有効であるとの考えから、平成 24（2012）年度に埋蔵文化財包蔵地の変更増補手続きを行い、西方遺跡に統合された。この変更に伴い、西方貝塚は No. 48 遺跡として単独で埋蔵文化財包蔵地台帳に記載されることとなった。

西方遺跡は、平成 14（2002）年度に北陵高校地内で発見された官衙遺跡の重要性から、その保存について検討されてきたが、隣接する七堂伽藍跡における詳細調査の成果も整い、周辺における成果と合わせて下寺尾官衙遺跡群として平成 27（2015）年 3 月に国史跡に指定されることとなる。遺跡発見から指定まで十数年の期間を要したが、市民や研究者、そして行政がそれぞれの立場で粘り強い努力を続け、史跡指定を得ることになったものであり、遺跡保存の一つの事例となる。

指定後には、下寺尾官衙遺跡群の将来に向けた保存活用の方針が示された「下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」を策定するとともに、公有地化を進めている。また、史跡理解のためのパンフレットの作成や学習会、記念シンポジウム、特別展、現地説明会、建碑 60 周年記念式典などの公開活用事業を実施している。

サ 史跡下寺尾官衙遺跡群の史跡指定後における確認調査

平成 27（2015）年に一部が史跡指定された西方遺跡では、指定後には史跡の保存整備のための確認調査を計画的に実施している。また、指定されていない部分において、開発等の照会が生じた場合、該当地の遺跡内容について把握を進めるための確認調査を実施している。こうした対応から新たな成果が蓄積されている。

史跡指定地内においては、北陵高校旧校舎部分において神奈川県教育委員会の協力を得て官衙遺跡関連の確認を中心に毎年実施しており、これまで判明していた郡家内の西側においても関連遺構が展開していることなど、新たな成果が蓄積されつつある。この調査では、官衙関係の成果に加え、断片的ではあるがその他の時代に関する資料も得られており、弥生時代に関しても、平成 27（2015）年度の西方遺跡第 1 次確認調査では竪穴住居などの遺構や遺物が、また平成 28・29（2016・2017）年度の西方遺跡第 3・4 次確認調査でも竪穴住居などが確認されている。一方、史跡に近接する地点において生じた住宅建築に伴い実施された西

方遺跡第2次確認調査では、古代の遺構・遺物とともに、弥生時代の遺物が発見されている。さらに、平成29（2017）年には西方遺跡第5次確認調査として弥生時代の環濠の確認を目的とした調査が行われた。この調査は、外側環濠の南東部において実施されたが、該当する遺構は発見されなかった。平成30（2018）年の西方遺跡第6次確認調査では、外側環濠の北東部を確認することができ、平成31（2019）年に北陵高校内で実施した第7次確認調査において竪穴住居と遺物を、同年実施の西方遺跡第8次確認調査において外側環濠南東部を確認することができた。

以上、下寺尾西方遺跡に関わる調査・研究・保存の内容についてその概要をみてきたが、最初の調査である縄文時代の西方貝塚をはじめとして弥生時代、古墳時代、古代、中近世、近現代の足跡が残る複合遺跡であり、その内容や保存に関わる経過なども含め本市にとって重要な遺跡の一つである。

参考・引用文献

発行機関の一部を省略しているが、『かながわ考古学財団調査報告』は財団法人かながわ考古学財団（当時）、『茅ヶ崎市文化振興財団調査報告』は財団法人茅ヶ崎市文化振興財団（当時）、『茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』は茅ヶ崎市教育委員会・公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団である。

立教大学考古学研究会編 1964『茅ヶ崎市西方貝塚』＊『茅ヶ崎市文化財資料集』第8集に再録

岡本勇 1980「考古編」『茅ヶ崎市史』3 考古・民俗編茅ヶ崎市

富永富士雄・大村浩司・小竹実佳子・藤原一哉 1988「下寺尾西方A遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』1 茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会

富永富士雄 1988「下寺尾西方C遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』2 茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会

富永富士雄 1994「下寺尾西方A遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』7 茅ヶ崎市教育委員会

村上吉正・井澤純・宍戸信悟・岩田直樹・久保信乃 2003「下寺尾西方A遺跡」『かながわ考古学財団調査報告』157

大村浩司・藤井秀男・田尾誠敏・新倉香・鯉渕義紀 2004「下寺尾西方B遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』19 茅ヶ崎市教育委員会

富永富士雄 2006「下寺尾遺跡群詳細確認調査」『第17回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

谷口肇 2006「下寺尾の弥生時代」『市民講座茅ヶ崎市下寺尾地区の遺跡群について』神奈川県教育委員会

井辺一徳・飯塚美保 2007「小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅰ」『かながわ考古学財団調査報告』223

大村浩司・藤井秀男 2007「下寺尾西方A・C遺跡」『茅ヶ崎市文化振興財団調査報告』12

小川岳人・飯塚美保・高橋香・宮坂淳一・小西絵美・谷口肇・鈴木次郎 2008「小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅱ」『かながわ考古学財団調査報告』224

谷口肇 2008「下寺尾西方遺跡確認調査」『第19回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

阿部友寿・天野賢一・飯塚美保・池田治・井辺一徳・小川岳人・高橋香・平尾政幸・宮坂淳一・依田

2 史跡下寺尾西方遺跡の概要

亮一・渡辺外 2010「小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ」『かながわ考古学財団調査報告』251

大村浩司・藤井秀男・鯉淵義紀 2010「下寺尾西方 A 遺跡Ⅶ」『茅ヶ崎市文化振興財団調査報告』22

大村浩司・藤井秀男・石倉澄子・澤村奈穂子 2011「下寺尾西方遺跡」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』36 茅ヶ崎市教育委員会

茅ヶ崎市教育委員会社会教育課 2012 シンポジウム『下寺尾官衙遺跡を考える』茅ヶ崎市教育委員会
大村浩司・田尾誠敏・高橋香 2013「下寺尾官衙遺跡群の調査」『茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告』40 茅ヶ崎市教育委員会

大村浩司 2015「下寺尾西方遺跡第 1 次確認調査」『第 26 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

加藤大二郎 2016「下寺尾西方遺跡第 2 次確認調査」『第 27 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

大村浩司 2016「西方遺跡第 3 次確認調査の概要」『第 27 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

大村浩司 2017「西方遺跡第 4 次確認調査の概要」『第 28 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

加藤大二郎 2018「下寺尾西方遺跡第 5 次確認調査」『第 29 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

三戸智也 2019「下寺尾西方遺跡第 6 次確認調査」『第 30 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

加藤大二郎 2019「下寺尾西方遺跡第 7 次確認調査」『第 30 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

大村浩司 2021「下寺尾西方遺跡第 8 次確認調査」『第 31 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨』

(3) 指定の状況

ア 指定告示

種 別 史跡

指定告示 平成 31 年 2 月 26 日付文部科学省告示第 20 号

令和 3 年 3 月 26 日付文部科学省告示第 49 号（追加指定）

令和 5 年 3 月 20 日付文部科学省告示第 18 号（追加指定）

令和 6 年 2 月 21 日付文部科学省告示第 16 号（追加指定）

令和 7 年 3 月 10 日付文部科学省告示第 26 号（追加指定）

所 在 地 341 番一、341 番八、388 番一、388 番二、389 番二、389 番三、390 番二、390 番三、405 番二、406 番一、441 番、442 番一、442 番六、443 番一、443 番四、447 番一、447 番二、447 番三、501 番三、505 番一、505 番二、506 番二、507 番一、508 番一、515 番一、515 番三、515 番四、515 番五、515 番六、515 番七、515 番八、515 番九、546 番一、546 番二、546 番三、547 番一、549 番二、549 番三、556 番、592 番一、592 番二、592 番三、594 番一、594 番二、596 番三、596 番五、340 番二、340 番四、340 番五、341 番六、387 番一、413 番二、351 番、440 番、342 番六、423 番、424 番二、602 番一、右の地域に介在する道路敷、神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方 389 番二と同 404 番に挟まれる道路敷、同 442 番六と同 447 番二に挟まれ同 403 番と同 515 番四に挟まれるまでの道路敷、同 515 番四と同 596 番二に挟まれ同 515 番一と同 594 番二に挟まれるまでの道路敷、同 549 番三と同 592 番二に挟

まれ同 549 番三と同 588 番に挟まれるまでの道路敷、同 592 番二に東接する道路敷を含む。

指定面積 50,577.46 m²

イ 指定説明文

「下寺尾西方遺跡は神奈川県西部、相模湾より北に 5 km、相模川から東に 2.5 km のところ、標高 13m 程度の相模野大地の西端部分に所在する弥生時代の集落跡である。この台地の北側には小出川が北東より南西に流れており、遺跡の西側先端部で曲がって南流する。台地と河川との比高差は 7 m 前後で、北側から西側にかけては非常によい眺望となっている。

この台地及びその周辺には、縄文時代から古代にかけての遺構・遺物の存在が知られていた。平成 14（2002）年度、神奈川県立茅ヶ崎北陵高校の校舎建て替え計画に伴い、（財）かながわ考古学財団（当時）が発掘調査を実施したところ、校庭から古代の郡庁跡と正倉跡と考えられる複数の掘立柱建物及び弥生時代の竪穴建物とそれを囲む環濠が重複して存在していることが明らかとなった。神奈川県教育委員会は検出された遺構の重要性に鑑み校舎建て替え計画を変更し現状保存を図ることとした。その措置を受け、茅ヶ崎市教育委員会は古代の官衙に係る遺構の範囲と内容を確認する発掘調査を実施し、平成 27（2015）年、高座郡家（郡衙）と下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）を「下寺尾官衙遺跡群」として史跡に指定した。

茅ヶ崎市教育委員会では史跡指定後も、茅ヶ崎北陵高校の校庭で検出された弥生時代の遺構の範囲を確認する発掘調査を実施してきた。その結果、遺跡は弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた環濠集落で、東西約 400m、南北 250m の範囲に遺構・遺物が存在していることが明らかとなった。

最初に掘られた環濠 1 は東西 200m、南北 250m で環濠内の面積約 40,000 m²、断面は V 字形を呈する。新たに掘られた環濠 2 の断面は逆台形で、東西約 400m、南北 250m に拡大され、環濠内の面積は約 84,000 m² に達した。2 つの環濠が重複することではなく、環濠 2 の西側と南側の西半部分は、環濠 1 から約 6 ～ 8 m 外側のところにほぼ平行して掘削された。集落としては、環濠 1 の段階、環濠 1 ・ 2 が併存する段階、環濠 2 の段階と変遷した。環濠 2 の段階は南関東の環濠集落において南関東最大級の規模で、当該地域における拠点集落であったと考えられる。

環濠 2 の内側からは竪穴建物 58 棟を確認し、なかには焼失した建物もあった。このほかにも土器集中地点 3 箇所、土坑 1 基、溝 2 条などを検出している。

出土遺物には各種土器類とともに、石器では磨製石鏃、太型蛤刃石斧・挟入注状片刃石斧・扁平片刃石斧及びスクレイパーなどの工具、磨石・敲石類、砥石、台石などの加工具及び調理具、礫石錘及び有頭石錘などの漁具がある。鉄器としては板状鉄斧 2 点と用途不明鉄製品 1 点が出土している。また、勾玉、管玉などの装身具も出土し、勾玉は長さ 6.09 cm と大型で、穿孔が行われていない未成品である。

2 史跡下寺尾西方遺跡の概要

下寺尾西方遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた南関東最大級の環濠集落である。規模から当該地域における拠点集落であり、その成立から解体までの過程を知ることができる重要な事例であり、集落域がほぼ完存する希有な事例でもある。遺物は石器とともに鉄器が出土している。弥生時代は利器が石器から鉄器へと転換する大きな画期にあたるが、南関東における鉄器導入期の実態を知ることができるという点でも重要である。

このように、本遺跡は南関東の弥生時代中期の社会の在り方を知ることができるという点で重要である。よって、史跡下寺尾官衙遺跡群の大半と重複する形で史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。」

（文化庁文化財部監修『月刊文化財』（第一法規刊）平成 31 年 2 月号より引用）

ウ 指定地の位置

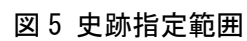
史跡下寺尾西方遺跡は茅ヶ崎市の北西部に位置し、相模湾より北に 5 km、相模川からは東に 2.5 km の地点に位置している。史跡の南西には J R 相模線が走っており、J R 香川駅と J R 寒川駅との中間に位置する。

史跡を含む西方遺跡は、大部分を北陵高校の敷地が占め、畑を中心として民家が点在している状況である。遺跡南側は、土地区画整理事業を契機に住宅地に変貌している。



図4 史跡下寺尾西方遺跡の位置図

エ 指定地の範囲



(4) 指定地の状況

ア 公有地化状況

令和元年度から史跡指定地の公有地化を実施しており、令和7年3月31日現在の史跡指定地の所有割合は、71.6%が神奈川県、14.7%が茅ヶ崎市、13.8%が民間所有となっている。

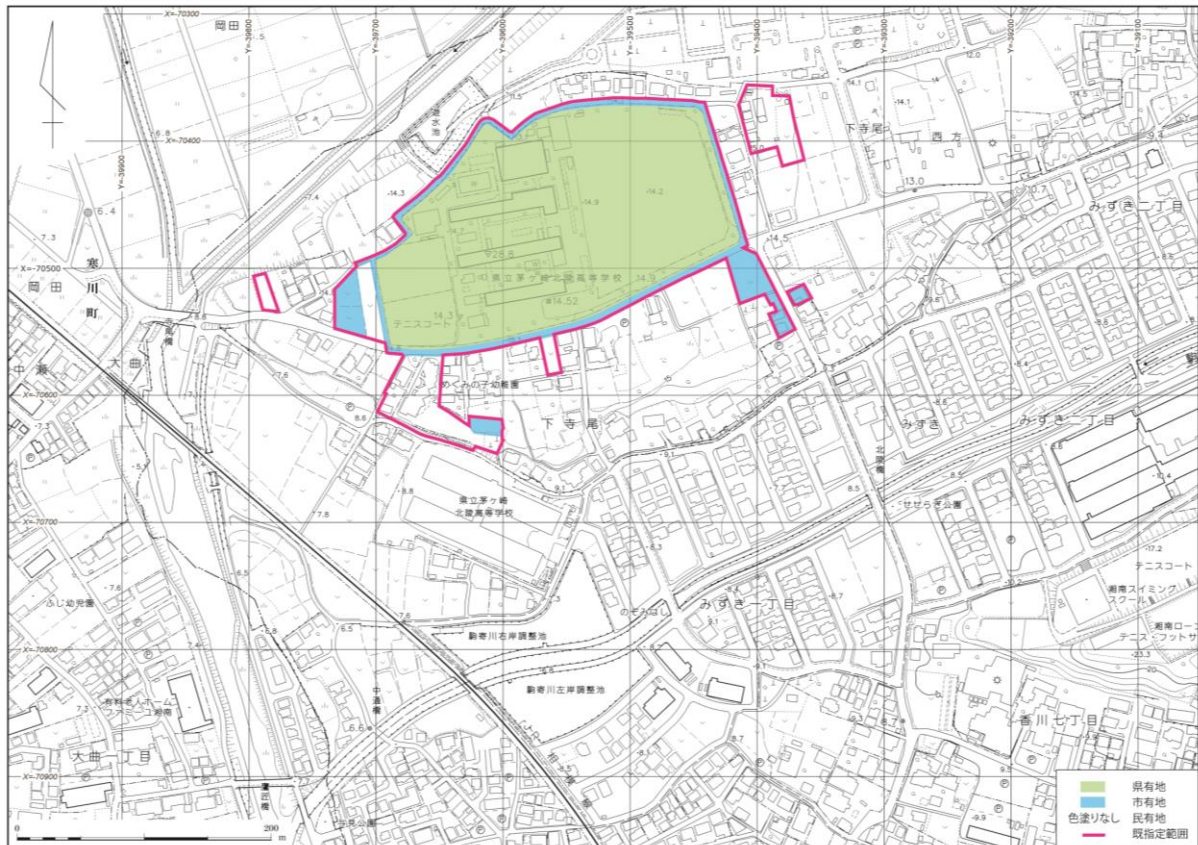


図6 指定地内の公有地の状況

イ 土地利用

表 2 指定地内の土地利用状況(令和7年3月31日現在)

	土地利用	面積・戸数等
公有地 (市)	道路敷 雑種地	7,415.99 m ²
	学校用地	36,197.00 m ²
民有地	宅地	2,298.61 m ²
	畑地	2,397.86 m ²
	学校用地	2,268.00 m ²
	合計	6,964.47 m ²

(5) 史跡を取り巻く環境

ア 地理的環境

史跡下寺尾西方遺跡は茅ヶ崎市の北西部に位置し、相模湾より北に5km、相模川からは東に2.5kmの地点に位置している。史跡の南西にはJR相模線が走っており、JR香川駅とJR寒川駅との中間に位置する。

史跡の立地は、茅ヶ崎市北部の台地・丘陵地帯にあたり、高座丘陵の先に形成された相模原台地（武蔵野段丘面）の突端に位置している。史跡内の標高は西側で12.9m、東側で13.1mとほぼ平坦である。この台地に南接して標高5～6mの小砂丘があり、弥生時代中期の土器片が発見されている。台地の北側には小出川が北東から南西に流れており、台地の西側先端部で屈曲し南流する。また、小砂丘南側には駒寄川が西流し、史跡南側で小出川と合流する。

イ 周辺遺跡

史跡下寺尾西方遺跡が含まれる西方遺跡は、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世の複合遺跡として記載されている。西方遺跡は、平成23（2011）年度以前には西方A、同B、同Cの3つの遺跡に分かれており、統合前の資料によると、西方A遺跡は所在地が下寺尾391～602ほか、時代は縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世、近世、種別は貝塚（統合の段階で、西方貝塚（No.48）を分離）と集落跡と記載されていた。また、西方B遺跡は、所在地が下寺尾386ほか、時代が縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世、近世、種別は集落跡と散布地となっていた。さらに、西方C遺跡は所在地が下寺尾341ほか、時代は縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世、種別は集落跡となっていた。

西方遺跡が立地する台地上の北東部分には、縄文時代、古墳時代、奈良・平安時代とされる北方A遺跡（No.137）や北方C遺跡（No.166）、古墳時代から古代の東方A遺跡（No.135）が、南西には縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世の遺跡として七堂伽藍跡（No.34）、南側には砂丘地帯に立地する古代を中心とした中通C遺跡（No.167）や中通D遺跡（No.168）、南東には縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世の北C遺跡

（No.160）、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中近世の北D遺跡（No.169）、弥生時代、奈良・平安時代の篠山遺跡（No.50）、篠谷横穴墓（No.42）、篠山横穴墓（No.41）などがそれぞれ分布している。北側及び西側では、小出川を挟んで寒川町に所在する遺跡が位置し、北側に縄文時代の県営岡田団地遺跡（寒45）や縄文・弥生時代の大蔵東原遺跡、古墳時代の越の山横穴群（寒42）などが、西側に少し離れるが中世の梶原氏館址遺跡（寒11）などが確認されている。

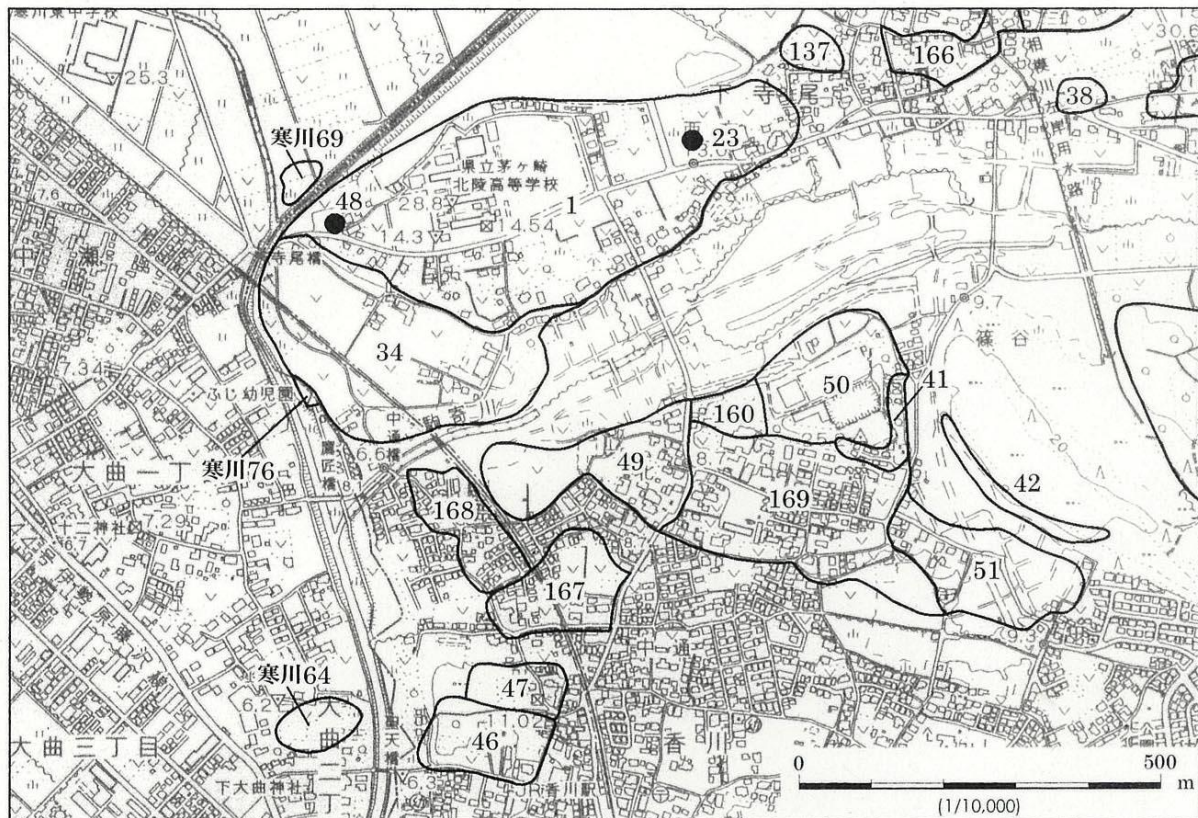


図 7 周辺遺跡分布図

※番号は神奈川県遺跡台帳に登録されたもので、下表と一致する

表 3 遺跡地名表と遺跡の年代観

番号	遺 跡 名	時 代
1	西方遺跡	縄文時代(早～中期)、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中近世
23	西方A遺跡内の塚	—
34	七堂伽藍跡	縄文時代(前～後期)、弥生時代、古墳時代(前・後期)、奈良時代、平安時代、中近世
38	東方D遺跡	奈良時代、平安時代
41	篠山横穴群	古墳時代
42	篠谷横穴群	古墳時代
46	中通A遺跡	弥生時代(後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
47	中通B遺跡	弥生時代(後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世
48	西方貝塚	縄文時代(前期)
49	北B遺跡	縄文時代(前～晩期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
50	篠山(北A)遺跡	弥生時代(後期)、奈良時代、平安時代
51	篠谷遺跡	縄文時代(中・後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
137	北方A遺跡	縄文時代(前・中・後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
160	北C遺跡	縄文時代(後期)、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世
166	北方C遺跡	奈良時代、平安時代
167	中通C遺跡	古墳時代(後期)、奈良時代、平安時代
168	中通D遺跡	奈良時代、平安時代
169	北D遺跡	弥生時代(後期)、古墳時代(後期)、奈良時代、平安時代、中世、近世
寒川64	寒川町No. 64遺跡	奈良時代?、平安時代?、中世、近世
寒川69	岡田南河内遺跡	縄文時代(前・中期)、弥生時代(後期)、奈良時代、平安時代、中世、近世
寒川76	大曲五反田遺跡	古墳時代、平安時代、近世

ウ 歴史的環境

続いて、これまでの調査成果をもとに、史跡下寺尾西方遺跡が位置するエリア一帯の歴史的変遷を概観する。

旧石器時代

平成 14（2002）年の西方 A 遺跡第 5 次調査の本調査に先立つ確認調査で黒曜石製の使用痕のある剥片が出土している。ソフトローム層からの出土で西方遺跡における唯一の事例である。

縄文時代

北陵高校が所在する台地の西端で西方貝塚が営まれた。この台地の西側を中心に平坦部全体から縄文時代の遺物が出土しており、縄文時代の集落の存在や活動がうかがえる。

台地南側の一段低い砂丘上に位置する七堂伽藍跡からも、縄文時代前期の土器が出土しており、隣接する香川北 B 遺跡においては、縄文時代中期の集石遺構が確認されている。これらから、台地上から縁辺部、低地においても縄文時代の人々の生活の痕跡が見られる。

弥生時代

西方遺跡では、弥生時代中期後半（約 2000 年前）に環濠集落が形成された。弥生時代中期後半のうち、古い段階では環濠の東辺が現在の北陵高校敷地のほぼ中央で確認されているが、新しい段階では東側の高校敷地外で確認されており、東へ一挙に約 150m も拡大したことがわかる。拡大した環濠集落の面積は 5 万 m² 以上と推定され、南関東地域でも最大級となり、その規模は東西 400m、南北最大 240m に及ぶ。

一段低い砂丘地に立地する七堂伽藍跡では、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけての竪穴住居や河道が見つかっている。特に、弥生時代後期前半の一群の出土土器は、東海地方の東三河から西遠江にかけての特徴をもち、その地方からの集団移動が背景にある可能性が指摘されている。

この低地は小出川と駒寄川に挟まれ水に恵まれた場所で、特に駒寄川の流域に一面の水田が広がっていたと考えられる。

古墳時代

古墳時代後期は、官衙・古代寺院が成立する前夜にあたる時期である。下寺尾の台地上では、古墳時代後期の竪穴住居が広く散在して見つかっている。

低地の砂丘上に立地する七堂伽藍跡でも弥生時代末から古墳時代前期の住居跡が広範囲に多数確認されているほか、古墳時代後期（ほとんどが 7 世紀代のもの）の竪穴建物も重複して数多く確認されているので、古墳時代後期の集落の中心は南側低地部分であったと推定される。周辺の南東約 600m には後期古墳の篠山・篠谷横穴群が存在する。

その後、七堂伽藍跡における住居は、7世紀前半から後半第3四半期（650－675頃）にかけて大幅に増加する。7世紀の後半第4四半期（675－700頃）にここに大規模な寺院が建てられることとなり、寺院地として造成がはじまり、それに伴って集落は移転したと考えられる。

奈良時代

下寺尾では台地上に高座郡家が、砂丘上には下寺尾廃寺が7世紀後半から造営され、8世紀はじめ頃には創建されたと考えられる。両者とも一度建て替え改修されている。郡家の一部（正倉）は8世紀半ばに失われたとされていたが、下寺尾官衙遺跡群史跡指定後の調査により、高座郡家東側区画以東に正倉域が新たに築かれた可能性が指摘されている。

平安時代

高座郡家は、9世紀の前半には様相が把握できなくなる。下寺尾廃寺は9世紀後半頃までは存続したと想定されている。9世紀初めのものと考えられる灯明皿が出土しており、万灯会とよばれる仏教儀式が行われたと考えられる様相が残されているものの、9世紀後半に廃絶、その後、この場所には10世紀に礎石建物の仏堂が建てられた。集落も9世紀代まで確認することができる。

中世

平安時代末期の戦乱を経て武士の時代、鎌倉時代となる。後世の削平を受けている可能性もあるが、今のところ下寺尾の台地上に中世の活動を示す明確な遺構・遺物の発見はない。

台地西側の低地部分で中世の道状遺構や溝状遺構が検出され、隣接する寒川町に所在する岡田南河内遺跡でもしがらみ状遺構（水流を堰き止めるため川の中に設置された杭や木の枝で作られたもの）が確認されている。

低地の七堂伽藍跡では中世の所産と考えられる溝状遺構や井戸址が遺物とともに発見され、香川北B遺跡では竪穴状遺構、溝状遺構、井戸址、土坑、杭列が発見された。溝状遺構からは中世の遺物に混じり、古代の遺物が多量に出土し、動かされた痕跡のある礎石も発見された。中世段階で土地の改変があったものと推定される。

近世

近世の土坑や溝状遺構には、宝永年間の富士山噴火による火山灰が見られる。その他、畝状遺構等が検出されているため、畑地として利用されていたと考えられる。

近代

近代の遺構としては、七堂伽藍跡の小出川河川改修地点で、JR相模線の煉瓦造りの旧橋脚が、また西方貝塚の西側崖面部分で防空壕が発見されている。

エ 下寺尾遺跡群

茅ヶ崎市教育委員会では、西方遺跡の周辺に分布する遺跡のなかで、下寺尾・香川地区と茅ヶ崎市に接する寒川町東部に分布し、奈良・平安時代の内容を中心とする遺跡のまとまりを「下寺尾遺跡群」と呼称している。

下寺尾遺跡群を構成する遺跡は、台地上に所在する西方遺跡、西方貝塚のほか、台地南側の砂丘を中心として周辺の旧河道や低湿地部分に展開する七堂伽藍跡、そして駒寄川を挟んで南に位置する北B遺跡、その東側台地崖面に所在する篠山横穴群、篠谷横穴群、さらに七堂伽藍跡に接して所在する寒川町の大曲五反田遺跡や寒川町の岡田南河内遺跡であり、その一部が史跡下寺尾西方遺跡であり、史跡下寺尾官衙遺跡群となっている。

下寺尾遺跡群には、中心となる奈良・平安時代の官衙遺跡群、弥生時代中期の環濠集落だけでなく、相模湾岸域では貴重な縄文時代前期の貝塚や古墳時代末期の横穴墓群、中近世の内容が把握されており、異なる時代の要素を持っている遺跡群でもある。

ここでは下寺尾遺跡群を構成する内容のうち、弥生時代中期環濠集落に並ぶ貴重な価値を有する2つの時代の内容について概観する。

西方貝塚（縄文時代）

西方貝塚は、標高約12mの台地斜面に立地する縄文時代前期の貝塚である。昭和38、39(1963、1964)年に、下寺尾の台地西端部、北陵高校の西側において実施された西方A遺跡の発掘調査で発見された。縄文時代前期の気温は現在よりも高かったと考えられており、海水面も現在より高かったことが想定されている。本市では、北部の台地・丘陵の裾部まで海岸線が北上していたと考えられている（縄文海進）。

西方貝塚は堅穴住居の中に貝殻などが堆積した小規模なものだったが、当時の駒寄川でとれたヤマトシジミを主体に、チョウセンハマグリやカキ類のほかサザエなど海水性の貝も含まれていた。貝層の下からは、平面が台形の堅穴建物が確認され、そこからは土器や、石器、土器片錘、魚骨（マダイ、サバなど）や獣骨（シカ、クジラ）が出土した。土器は黒浜式土器が中心で、なかには東海系の尖底土器である上ノ坊式土器もみられる。その後、貝塚の南東からは縄文時代前期の堅穴建物が2棟、北陵高校のグラウンドからも縄文時代の堅穴住居が確認されている。

また、最近の調査で西方貝塚の南の低地砂丘部から、西方貝塚と同じ黒浜式土器が出土した。このことから、貝塚が形成された頃には海退が始まり、駒寄川下流周辺では砂丘が形成されていたと想定される。

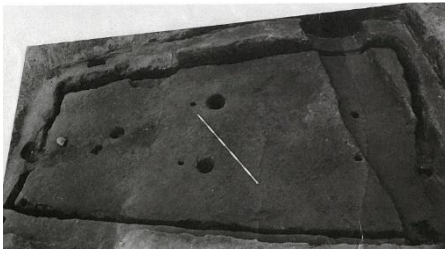


写真 2 縄文時代前期の住居跡



写真 4 西方貝塚から出土した貝



写真 3 舌状台地の先端に位置する西方貝塚

下寺尾官衙遺跡群（奈良・平安時代）

下寺尾官衙遺跡群は、相模湾の北方約 5 km、小出川を望む標高約 13m の相模原台地、高座丘陵頂部に立地する。相模国高座郡家と考えられる西方遺跡と、台地の南裾に位置する郡に關係すると考えられる下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）からなる。遺跡の西側を流れる小出川の改修工事の際では、河川改修に伴う発掘調査で 8 世紀後半～9 世紀前半にかけて機能した船着き場「川津」と祭祀場が検出され、下寺尾廃寺跡の南東でも祭祀場が検出されているなど、高座郡家に関連する施設が、相模原台地を中心とする比較的狭い範囲に集中していることが確認されている。

西方 A 遺跡は、平成 14（2002）年に財団法人かながわ考古学財団（当時）が行った北陵高校グラウンドの発掘調査で郡庁跡と正倉跡と考えられる複数の掘立柱建物と竪穴建物が検出されたことにより存在が明らかになった。当初は開発目的の事前調査として開始されたが、遺構の重要性を鑑み、現状保存されることになった。

検出された古代の遺構は竪穴建物 36 棟、掘立柱建物 19 棟、柵 4 列などで、7 世紀後半に調査地北側に 8 棟の竪穴建物が造られている。これらは、官衙造営集落である可能性が指摘される。郡庁は調査地南部で検出されており、2 期の変遷が確認された。当初の郡庁は、桁行 5 間以上、梁行 1 間以上の四面廂付しめんひさしつきと考えられる正殿と、桁行 6 間以上、梁行 2 間の東脇殿と、桁行 8 間以上、梁行 2 間の後殿などからなる。いずれも掘立柱建物であり、時期は 7 世紀末から 8 世紀前半と考えられる。

2 史跡下寺尾西方遺跡の概要

8世紀中頃には東脇殿と後殿が撤去され、掘立柱塀により郡庁域を方形に区画するようになる。正殿もその頃に建て替えられるとともに、正殿北東に性格不明の2間四方の掘立柱建物が建てられる。これらの建物は9世紀前半頃に廃絶したと推定されている。

正倉は郡庁後殿から約100mの空閑地を挟み、高座丘陵の北縁に沿って4棟検出されている。全体が確認された3棟の建物は、いずれも3間四方の掘立柱の総柱建物であり、これらの建物は主軸がそろい、その南側には桁行12間以上、梁行2間の掘立柱建物が検出されている。郡庁の成立からさほど時間を置かずに建てられたと考えられるが、建て替えは認められず、8世紀中頃の竪穴建物により一部は破壊されていることから、この頃には正倉がほかの場所に移されたと考えられる。郡庁と正倉の間の空閑地には、8世紀中頃に厨あるいは館の可能性が指摘されている掘立柱建物が5棟造られる。これらの建物群は口の字形に配置されており、少なくとも1回の建て替えが認められる。

また、茅ヶ崎市教育委員会が実施した範囲を確認する発掘調査では、官衙域の東と西を画する溝が検出されている。これによると、官衙域は東西約270mに復元できる。

下寺尾廃寺跡は、郡庁の南西約170mの砂丘上に位置する。この寺の存在は昭和16（1941）年頃にはすでに知られていたようで、昭和32（1957）年には地元の有志により「七堂伽藍跡」という石碑が建てられた。保存に向けての発掘調査は平成12（2000）年度から茅ヶ崎市教育委員会により開始され、掘立柱塀による方形の区画の東側北寄りに金堂、西側の中央付近に講堂と考えられる建物を置く伽藍であることが判明した。掘立柱塀による区画は、8世紀中頃以降に溝に変更されている。創建時期は7世紀後半に遡る可能性が示されており、8世紀前半には伽藍が完成したとみられている。金堂は大規模な掘込地業を伴う基壇建物であり、8世紀中頃に再建され、9世紀後半に廃絶したと考えられる。講堂と考えられる建物は桁行7間、梁行3間の身舎に四面廂が付く大型掘立柱建物で、8世紀前半に創建され、中頃に礎石建ち建物に改変された可能性が指摘されている。金堂と同様、9世紀後半に廃絶したと考えられるが、10世紀中頃にこの場所に礎石建ちの仏堂が建てられている。

出土した軒瓦には相模国分寺や国府域から出土するものと同範のものがあり、国衙工房により造営にあたって援助が行われた可能性がある。また、銅匙や銅製懸仏、経軸端金具、二彩陶器香炉などの仏教関係遺物の出土も豊富である。

下寺尾官衙遺跡群は郡庁、正倉、郡寺、津、祭祀場といった郡家を構成する諸施設が比較的狭い範囲に密集していることに特徴がある。また、官衙遺跡群の全体像が把握できるとともに、その成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡群である。さらに、小出川を利用した水運との関係が指摘されるなど地方官衙の立地を知る上でも重要である。（文化庁文化財部監修『月刊文化財』（第一法規刊）平成27年2月号より引用）

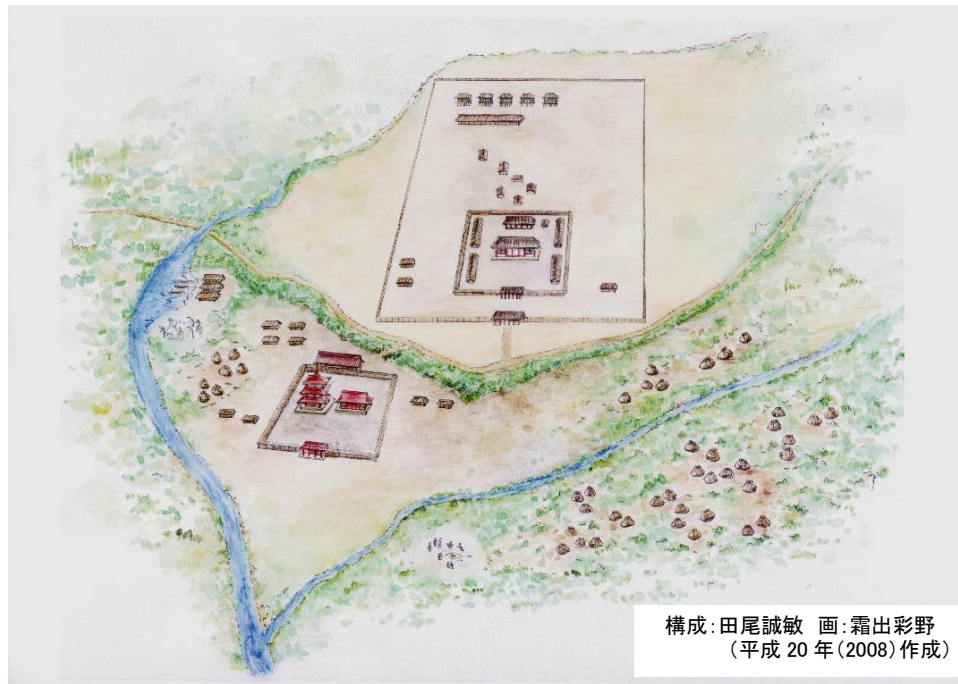


図 8 下寺尾官衙遺跡群景観推定復元図

3 史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値

(1) 史跡下寺尾西方遺跡の価値

ア 本質的価値

史跡下寺尾西方遺跡は、これまでの調査研究で弥生時代中期後半宮ノ台式期の相模川下流域における中核的な集落の一つと考えられている。また、宮ノ台式期において集落の成立から解体までが確認できる集落であり、その間石器から鉄器へと移り変わる端境を示す稀有な遺跡である。さらに、弥生時代中期後半の環濠集落と重なり合う古代官衙や縄文時代前期の貝塚など異なる時代の遺跡の存在から、立地に見る場所性や景観について把握することができる遺跡といえる。

以下に本質的価値5点をまとめ、その概要を記す。

- ① 南関東において最大級の規模を有する弥生時代中期の環濠集落
- ② 相模川下流域における中心的な集落
- ③ 成立から終末に至る変遷を知ることができる弥生時代中期後半の環濠集落
- ④ 石器文化の終末と鉄器文化の開始・波及を知ることができる遺跡
- ⑤ 景観復元が可能な遺跡

《概 説》

① 南関東において最大級の規模を有する弥生時代中期の環濠集落

史跡下寺尾西方遺跡は、規模と形態の異なる2本の環濠によって圍繞され、営まれてきた環濠集落である。集落は内側の環濠によって圍繞された段階から外側の環濠によって圍繞された段階に変遷すると考えられており、環濠集落の規模は2倍以上に拡大する。このとき、外側の環濠を伴う集落の面積は約83,980 m²となり、南関東（神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県）地域において最大級の規模となる。

南関東において最大級の規模を有する環濠集落は、集落形成から維持、拡張を行うため、必要な資源を集め、周辺地域と調整を図ったものと推察される。周辺集落と一線を画す規模の環濠集落は、弥生時代中期後半において重要な意味を持っていたと推測される。

② 相模川下流域における中心的な集落

史跡下寺尾西方遺跡の周辺には、弥生時代中期後半の遺跡が数多く所在しており、史跡下寺尾西方遺跡を中心とした半径5 km 圏内に10箇所が確認されている。相模川流域の環濠集落については、大規模な環濠集落を中心に複数の集落遺跡が社会的なまとまりを形成していることが研究で指摘されている。史跡下寺尾西方遺跡は、周辺の遺跡と比較して集落規模が大きく、貴重な鉄器なども出土していることから、この地域の文化的な交流や社会的な統制を担った集落であった可能性が高い。

また、史跡下寺尾西方遺跡は台地の突端部に立地し、眼下の低地や河川が近接する立地から生産活動や交流に適した場所に営まれた集落遺跡と判断できる。さらに、出土遺物には鉄斧のほか磨製石斧などの木工具や大型勾玉の未成品などが出土することから、木器や玉類の製作機能を有する集落遺跡であることが理解できる。

これらのことから、史跡下寺尾西方遺跡は弥生時代中期後半における相模川東岸南部の中心的な集落であると考えられる。

③ 成立から終末に至る変遷を知ることができる弥生時代中期後半の環濠集落

史跡下寺尾西方遺跡から出土する弥生時代の遺物は、中期後半の宮ノ台式期に限られており、この時期に限定される集落であることが明らかになっている。このため、当該地の選地、集落の形成、活動の開始、集落拡張、集落の継続と廃絶という変遷を当該期のなかだけで明らかにできる点で弥生時代中期後半の環濠集落を考える上で貴重である。

また、史跡下寺尾西方遺跡の環濠集落の廃絶後は史跡周辺で弥生時代後期前半の遺跡が多数発見されている。したがって、弥生時代中期後半から後期への当地域における社会の変化を考えるうえでも史跡下寺尾西方遺跡は重要な役目を果たすものと考えられる。

④ 石器文化の終末と鉄器文化の開始・波及を知ることができる遺跡

史跡下寺尾西方遺跡からは土器類とともに、磨製石斧などの石器も出土している。また、鉄斧2点と性格不明の鉄製品が1点出土しており、石器と鉄器の共存が明らかである。このことから史跡下寺尾西方遺跡は南関東における石器の終末と鉄器の出現の移行期の様子を知ることができる遺跡といえる。

鉄斧は科学分析の結果、大陸の鉄鉱石を原料にした鉄素材を鍛造によってつくられたものと判明し、鉄製品の流通や技術の伝播などを知る上で重要である。また、こうした鉄斧や磨製石斧などの存在は、遺跡内で木材の加工や木製品の製作が行われていた可能性を示唆している。さらに、石器・石製品の中には勾玉や磨製石斧の未成品が確認されていることに加え、敲打具（敲石）なども出土しており、石器・石製品の製作が行われていたと考えられる。特に大型の勾玉未製品は出土事例が少なく貴重な資料である。このように、石器と鉄器の併存に加え、木製品や石器・石製品の生産の様相を知ることができる遺跡として重要である。

⑤ 景観復元が可能な遺跡

史跡下寺尾西方遺跡には、環濠集落を構成する多くの遺構や遺物が現状保存されている。加えて遺跡が立地する地形も大きな改変を受けておらず、往時に近い立地が保全されている。遺跡が立地する台地は東側を除く、北側、西側、南側を河川が流れており、近傍より標高が6～8mほど高く、往時は本環濠集落を周辺から認識することができたと思われる。このように史跡下寺尾西方遺跡は弥生時代の景観復元が可能な遺跡として評価できる。なお、集落周辺に展開する可能

性のある墓域や生産域においても今後新たに発見されることでより広い範囲で環濠集落を中心とした弥生時代中期後半の景観を想定することもできる。

イ 本質的価値に準じる価値

史跡下寺尾西方遺跡とその周辺遺跡は、弥生時代中期後半の環濠集落を核としつつ複数の時代の遺構・遺物を内包している。重なり合う異なる時代の遺跡の存在も本史跡の特徴であることから、本質的価値に準じる扱いとする。

① 弥生時代中期後半の環濠集落を中心とした地域の歴史の変遷を知ることができる遺跡

史跡とその周辺遺跡には、弥生時代中期の環濠集落のほかに相模湾岸では数少ない縄文時代前期の貝塚である西方貝塚と集落の存在、弥生時代末から古墳時代初頭の集落、古代においては相模国高座郡の高座郡家や下寺尾廃寺および関連する施設や祭祀場、さらに土地利用の変化を把握できる中世の区画遺構などが発見されている。これら歴史の変遷を知るための遺跡は弥生時代中期後半の環濠集落が当該地に選地された背景を考える上で欠くことができないものである。

ウ 今後加わる新たな価値

史跡下寺尾西方遺跡では、今後の調査研究や保存活用により新たに史跡の価値やその諸要素が加わり多様な価値を有する可能性がある。例えば、「環濠集落に関連する方形周溝墓の新発見」や「社会情勢の変化によって既存要素が再評価」される場合などである。

① 史跡下寺尾西方遺跡及びその周辺遺跡から見出される新たな価値

史跡下寺尾西方遺跡はこれまでの発掘調査によって環濠集落を構成する環濠と集落を構成する竪穴建物が多数見つかっている。一般的に弥生時代中期の環濠集落周辺には生産域や墓域が存在することが多いが、西方遺跡周辺では未だ見つかっておらず、今後周辺の調査によって新たに発見される可能性がある。また、既に特定されている諸要素についても今後の研究により新たな価値が見出される可能性もある。

② 史跡の再評価によって生まれる新たな価値

史跡の価値を構成する要素は大きく変わらなくても、これからの保存活用によって守られた諸要素が、社会情勢や評価する側の変化によって再評価されることもある。

例えば、茅ヶ崎市内に所在する史跡旧相模川橋脚に対して、新たに天然記念物の評価がされたことや史跡下寺尾官衙遺跡群に重なって指定された本史跡などが、新たな評価につながった事例である。

(2) 史跡下寺尾西方遺跡を構成する諸要素

ア 本質的価値に基づく構成要素

史跡下寺尾西方遺跡の本質的な価値を構成する要素は、これまでの発掘調査等によって明らかにされている遺構や出土した遺物などを中心として、遺跡の立地している地形や環境なども含んでいる。ここでは、本質的価値ごとの構成要素を抽出し整理を行う。

表 4 本質的価値に基づく構成要素

本質的価値1 南関東において最大級の規模を有する弥生時代中期の環濠集落		
本質的価値2 相模川下流域における中心的な集落		
本質的価値3 形成から終末に至る変遷を知ることができる弥生時代中期後半の環濠集落		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	環濠	・環濠（内側） ・環濠（外側）
	集落	・竪穴建物
	その他、環濠集落に関連する遺構	・溝状遺構 ・土器集中 ・土坑
	環濠集落の歴史的空間	・環濠によって囲繞された当時の活動空間 ・建物間や環濠内に広がる当時の空地的空間や地形
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		・環濠出土の弥生土器、石器、石製品、鉄製品 ・竪穴建物出土の弥生土器、石器、鉄製品
(3) 記録によって保存された遺構		・環濠 ・竪穴建物
本質的価値4 石器文化の終末と鉄器文化の開始・波及を知ることができる遺跡		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	生産機能に関する可能性のある遺構	・竪穴建物 ・土坑
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		・弥生土器、石器、鉄製品
(3) 記録によって保存された遺構		・竪穴建物
本質的価値5 景観復元が可能な遺跡		
(1) 遺跡が立地する地形		・遺跡内や周辺に形成された歴史的景観 ・自然地形。舌状台地及びその崖線、砂丘及び凹地、河川 ・周辺に展開する同時期の遺跡

イ 本質的価値に準じる価値に基づく構成要素

史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値に準じる価値の構成要素は、弥生時代中期後半の環濠集落以外の遺構・遺物である。これまでの発掘調査等によって発見されたものを次表に整理した。

表 5 本質的価値に準じる構成要素

準じる価値1 弥生時代中期後半の環濠集落を中心とした地域の歴史の変遷を知ることができる遺跡		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）	・貝塚 ・堅穴建物・土坑
	弥生時代中期の環濠集落	・環濠 ・堅穴建物 ・土坑
	弥生時代末から古墳時代初頭の集落	・堅穴建物 ・土坑
	古墳時代後期の集落	・堅穴建物 ・土坑
	中世の土地利用関係遺構	・区画溝 ・井戸 ・土坑
	近世の耕作遺構	・畝状遺構 ・宝永火山灰の廃棄土坑
	近代の戦争遺跡	・防空壕 ・相模線橋脚
	現代の高校校舎	・コンクリート基礎
(2) 出土した主な遺物と埋蔵されている遺物	縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）	・土器 ・貝 ・石器 ・貝製品
	弥生時代中期の環濠集落	・土器 ・石器 ・鉄器
	弥生時代末から古墳時代初頭の集落	・土器 ・石器 ・鉄器
	古墳時代後期の集落	・土器
	中世の土地利用関係遺構	・土器 ・陶器 ・磁器 ・石製品
	近世の耕作遺構	・土器 ・陶器 ・磁器 ・金属製品
	近代の戦争遺跡	・ガラス瓶 ・レンガ
	現代の高校校舎	・コンクリート基礎

ウ 今後新たに加わる価値と構成要素

今後新たに加わる価値に基づく構成要素は①史跡下寺尾西方遺跡及びその周辺遺跡から見出される新たな価値と②史跡とそれに関連する評価によって生まれる新たな価値の2つを提示した。①は新たに発見される考古資料や情報が要素となり、史跡に対する理解を深めるものである。②は弥生時代中期以外の遺構や遺物などの要素である。

新たに加わる価値1 史跡下寺尾西方遺跡及びその周辺遺跡から見出される新たな価値
・ 弥生時代中期の遺構・遺物 ・ 既存資料の新たな情報
新たに加わる価値2 史跡を取り巻く新たな評価によって生まれる価値
・ 景観、地形 ・ まちづくり

エ その他の構成要素

史跡地の大部分は、現在も市民の生活の場として利用されており、これまでに述べた史跡の本質的価値や新たに加わる価値を構成する要素に属さない、建築物や工作物等が存在する。これらをその他の構成要素として分類すると、次表のとおりとなる。なお、その他の構成要素については社会情勢などによってウの今後新たに加わる価値の構成要素になりえるため常に見直しを行う必要がある。

表 6 その他の構成要素

宅地	現に居住の用に供されており、居住の用に供されている間は維持管理の必要がある。公有地化実施時に除却する必要がある。
畑	下寺尾廃寺跡に耕作されている畑が存在する。天地返しなど遺構に影響が生じる可能性のある行為は、現状変更行為として規制し、遺構を保護する必要がある。
学校附属施設	北陵高校敷地が存在する。旧校舎は除却されたが、その際は遺構を保護するため、基礎を残している。体育館、格技場、部室棟、グラウンド、テニスコートがあり、現在も使用されている。
幼稚園およびその附属施設	史跡内に私立幼稚園があり、建築物 2 棟及び附属施設が存在する。
樹林、樹木、植栽	宅地や教育施設の植栽のほか、堤の実生木・雑草、畑の果樹が存在する。史跡の本質的価値を理解する上では不要だが、プライバシーの確保や堤の土壌保護を担う側面もある。 剪定など日常管理の範囲にとどまらない伐採は、現状変更行為となり、抜根など遺構に影響が生じる可能性のある行為は規制し、遺構を保護する必要がある。史跡整備時には除却する必要がある。
人為的地形	現在の土地利用にあわせて、盛土等により地形が人為的に改変されている可能性があるが、遺構の保護層の役割を果たす側面がある。 史跡整備時には、遺構の保護を優先し地形の改変を行う必要がある。
道路とその関連施設	環濠を東西に横断するように市道が通っている。これは、地域の生活道路としてだけでなく、茅ヶ崎市防災計画において「緊急輸送道路を補完する道路」に位置付けられている。また、高校敷地や宅地周辺にも市道が通っており、使用されている。環濠は史跡の本質的価値を構成する要素であり、史跡を保存・活用・整備するためには、市道の廃道や迂回が必要となる。 信号機等の工作物も市道とともに対応する必要があるが、除却する場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。
案内板、説明版等	西方貝塚及び環濠集落の説明板が存在する。これは、史跡を活用するために必要な設備であるが、内容・設置時期によっては史跡の新たな価値となる。
その他の工作物	史跡内に存在する宅地及び教育施設の用に供する設備として、電柱、電線及び埋設管が存在する。これは、宅地及び教育施設が存在する限り、維持管理の必要がある。維持管理に掘削を伴う場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。

4 史跡下寺尾西方遺跡の現状と課題

(1) 保存・管理

ア 現状

現在本市では、環濠集落が発見された西方遺跡の範囲を中心に追加指定を行っている。史跡指定地の面積は、平成 30（2018）年の第 1 次指定以後、令和 7（2025）年 3 月 31 日時点までで 50,577.46 m²に及んでいるが、指定地外にも環濠や竪穴建物が分布している。史跡指定された土地については、順次公有地化を図っており、史跡指定地のうち、約 8.6 割の 43,612.99 m²が公有地である。なお、公有地のうち 7,415.99 m²が市有地、36,197 m²が県有地であり、約 7 割が県有地の北陵高校となっている。

指定地については、本市が管理団体となり、文化財パトロールや草刈りなどの日常管理を行っている。史跡の現状変更については、文化財保護法第 125 条と文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号の規定に従い取り扱っており、史跡下寺尾官衙遺跡群の指定範囲と重なっている部分については、「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」（以下「官衙遺跡群計画」という。）の取扱基準に従っている。

出土した遺物については、茅ヶ崎市教育委員会が発掘調査した資料は市内に所在する収蔵庫に保管、県事業により財団法人かながわ考古学財団（当時）が発掘調査した資料は、神奈川県立埋蔵文化財センターに保管されている。発掘調査で出土した鉄製品などの脆弱遺物については、保存処理が行われている。

イ 課題

指定地外にも、環濠や竪穴建物などが分布していることが明らかになっており、景観が良好に保存されている土地を含めて継続して追加指定を行う必要がある。一方、未指定地は恒常的に土木工事等の計画や相続による土地売買などが発生しており、保存の対象範囲や地区区分を定め、それに基づき適切に保存を行うことが重要である。また、開発及び保存目的の確認調査の実施については、十分な体制を整え迅速に対応することが求められるが、特に史跡下寺尾西方遺跡と重なっている史跡下寺尾官衙遺跡群の保存対象との調整が必要である。

指定地については、引き続き公有地化を図り、史跡の保存・活用・整備上重要と考えられる土地について優先的に公有地化する必要がある。土地所有者の申し出など緊急的な公有地化対応ができていないことも課題といえる。

出土品については、関係者間の連携協力のもと、適切な出土品の保管についての検討が望まれるところであり、収蔵施設の一元化も求められる。

指定地については、定期的な文化財パトロールで現状確認を行うとともに、公有地については計画的な草刈り、ゴミ捨て対策など史跡の適切な管理を行っていくことが求められる。また、広

大な土地の管理には、史跡に対する市民の理解や協力が必要となることから協働などの手法について検討していくことが重要である。

管理にあたっては、保存のための地区区分をもとに史跡下寺尾西方遺跡の取扱基準を明確化することが求められる。史跡下寺尾官衙遺跡群の指定範囲と重なっている部分については、官衙遺跡群計画と整合性を図った上で、現状変更について適切に取り扱うことが必要である。また、土地所有者の変更や現状変更などの手続きが遅滞することがないように土地所有者への周知も継続的に行っていく。

出土品については、資料の活用を見据えた出土品の取扱貸出基準やデータベースの作成による外部研究者へのアクセス向上についても検討課題といえる。

(2) 調査・研究

ア 現状

調査については、指定地内において史跡整備や現状変更の可否を判断するための発掘調査を実施している。指定地外においても、開発等を契機に史跡関連遺構の存在を確認するための発掘調査を実施している。発掘調査においては学識経験者や有識者等から助言を得ることとしており、発掘調査を行った地点については、順次整理作業を行い報告書を刊行している。また、史跡についてのシンポジウムや講演会を開催し、学識経験者や有識者から知見を得ている。出土した遺物についても検討を行い、自然科学分析を行っている。

イ 課題

調査については、活用や整備を見据えた調査計画が十分とはいえず、引き続き学識経験者及び有識者との連携を図る必要がある。環濠や集落の範囲は概ね明らかになっているが、環濠・堅穴建物の併存関係や未発見の墓域、生産域は慎重に検討しなければならない。また、重なって存在する史跡下寺尾官衙遺跡群やその他の時代の調査については、調査方針の検討が必要である。さらに、調査区の埋戻しについては、従来の砂による埋戻しでは再調査時に十分に砂を除去できず遺構を壊してしまったり、地山が砂である場合、埋砂との見分けがつかないなどが指摘されており、保存技術の検討が必要である。発掘調査報告書は発掘調査実施後、速やかに刊行するよう努めることが重要である。研究については、継続して行うとともに環濠集落研究の核となり、関連遺跡とのネットワークを構築することが必要である。

(3) 活用

ア 現状

活用については、史跡の内容を市のホームページで情報発信しているほか、史跡に関するシンポジウムや講演会を開催している。茅ヶ崎市博物館（以下「博物館」という。）では、史跡展示が常設されており、不定期に史跡関連の企画展を開催している。地元小学校においては、史跡に

関する授業を年間計画に含めており、協働で史跡についての授業を行っている。また、依頼に基づき幼稚園や小・中学校、高校に対して講義を実施している。現地においては、地元や関係団体と協力したイベントを開催している一方で、弥生時代の環濠集落に特化した史跡の案内板等はない。

イ 課題

情報発信については、史跡の内容を平易に伝えるパンフレット等が未作成であることなど、史跡についての公開情報（種類・量）が少ないため、情報発信媒体を増やすことが課題といえる。また、現地においては、案内板の設置や復元整備に基づき史跡の理解を深める活用も行う必要がある。一方で、現地の整備状況を鑑みながら、最新技術を使ったデジタルコンテンツを検討することも必要である。

シンポジウムや講演会など史跡に関連するイベントは、定期的を開催するとともに、博物館等と連携して出土品の展示を併せて実施することで相乗的に史跡の理解を図ることも求められる。学校教育については、地元小学校を中心としながら全校と関わりが持てるよう働きかけることが重要である。

史跡の理解を深め、史跡が地域振興やまちづくりに寄与していくためには、地域との連携も必要であり、地元や関係団体との史跡関連イベントを促進したり、市民によるボランティアガイド養成について検討する必要がある。関係市や有識者との連携を図り、活用に係るネットワークも強固していく必要がある。

(4) 整備

ア 現状

遺構復元や案内板などの現地における整備は未実施となっている。集落の中心部分は、指定地及び公有地となっているものの、北陵高校の敷地となっている。環濠が確認または想定される範囲についても、民有地が多い。

史跡に特化したガイダンス施設や駐車場、トイレといった便益施設は未整備である。史跡を紹介する施設として博物館があるが、史跡から東に約 1.6km の距離となっている。史跡一帯は民家や高校、畑などであり、住民の生活空間となっている。史跡への最寄駅はＪＲ相模線の香川駅・寒川駅であり、徒歩約 15 分を要するほか、史跡と最寄駅をつなぐ公共交通機関はなく、博物館と史跡をつなぐ公共交通機関もない。

整備基本計画は未策定である。

イ 課題

現地を訪れた際に、弥生時代の環濠集落を感じさせるものが皆無である。整備については現在、対象となる集落の中心部分が北陵高校、環濠が所在する土地が民有地であり、指定地であっ

でも現地における本格整備の見通しが立ちにくい状況である。また、史跡下寺尾官衙遺跡群と大部分が重なっていることから、整備内容について整合性を図る必要がある。

整備にあたっては周辺住民の生活や周辺施設（学校・事業所）での活動や財産権等を尊重し、関係者との調和を図りながら行うことも必要であり、民間団体や周辺住民とともに活用、維持管理が図れるような整備が重要である。史跡の保存を前提としつつ、地域振興やまちづくりとも連携できるような視点も求められる。

併せて、博物館との連携や役割分担を図れるガイダンス施設は必須であり、広大な史跡地においては駐車場や駐輪場、トイレ、休憩施設などの便益施設の設置が重要である。

(5) 運営体制

ア 現状

史跡の管理団体は、茅ヶ崎市が指定されており、史跡の保存管理や活用、整備を教育推進部社会教育課の文化財保護担当が担っている。史跡の確認調査や保存活用計画の策定にあたっては国・県と連携し指導助言を受けるとともに財政的な支援を受けながら進めているところである。また、全国史跡整備市町村協議会への参加を通して情報共有を図っている。

附属機関としては、茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会として下寺尾遺跡群等保存・活用部会を開催しており、学識経験者・有識者等の専門的意見や地元の意見を史跡下寺尾西方遺跡の保存活用に活かしている。また、住民、有識者、行政が構成員となっている「下寺尾遺跡群保存活用連絡会」（以下「連絡会」という。）を開催しており、整備状況の報告、協働事業の検討等を行っている。さらに、市民を対象にした「下寺尾遺跡群等保存・活用学習会」（以下「学習会」という。）を開催しており、史跡の活用に努めている。

イ 課題

本市においては、広大な史跡範囲を管理し、史跡整備を行うための人員が十分に確保されているとはいえず、専門的知識を持つ職員及び事務職員の人員のバランスの取れた拡充が必要である。また、史跡の保存活用整備にあたっては、開発部局や地域振興部局など市長部局と教育委員会が連携していくことも重要である。

史跡の保存活用整備にあたっては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から一時期開催が見送られたが、史跡の保存活用のため下寺尾遺跡群等保存・活用部会や連絡会、学習会などの適切な開催が望まれる。

5 大綱・基本方針

(1) 大綱

史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値と本質的価値に準じる価値、新たに加わる価値の構成要素に対し、今後保存、活用及び整備を進めていくために次のように大綱を定める。

弥生時代中期後半の環濠集落である史跡下寺尾西方遺跡を将来にわたり保存し、活用、整備を図る。また、宮ノ台式期に成立・終焉し、相模川下流域の中心的な集落と評価された西方遺跡の調査・研究を深化させ、弥生時代研究の拠点を目指す。

(2) 基本方針

ア 史跡下寺尾西方遺跡の恒久的な保存と将来にわたる確実な継承

史跡下寺尾西方遺跡は我が国の弥生時代において重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域にとってかけがえのない文化遺産であることから、この史跡を恒久的に保存し、適切な保存管理によって未来へ確実に継承していく。

イ 史跡下寺尾西方遺跡の継続的かつ計画的な調査研究

史跡下寺尾西方遺跡は、弥生時代中期後半の環濠集落を考える上で欠くことのできない遺跡であり、計画的な発掘調査を実施し、環濠集落の調査研究を進めていく。また、環濠集落における調査研究拠点を目指し、ネットワークを構築する。

ウ 史跡の価値を伝え、史跡への興味関心や理解を深め、地域への愛着を育む活用

活用は、史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値を伝えることを第一に、様々な人に価値が届くよう工夫を凝らしていく。また、活用を通して史跡への興味関心や理解を深め、史跡に関わる人や活動を増やしていく。

エ 史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値を活かし、地域づくりに効果的な整備

整備は史跡の保存を前提としながら、史跡下寺尾西方遺跡の価値を伝え、弥生時代中期後半環濠集落を体感できる史跡公園の整備を行っていく。また、史跡を形成している景観を保存していく。

オ 有識者や市民と連携・協力した運営・体制

史跡下寺尾西方遺跡は、我が国にとって大切な史跡であると同時に、地域にとっての財産でもあり、保存活用を進めるにあたっては、有識者や市民などの史跡に関係する多様な主体と連携を図りながら進めていく。

5 大綱・基本方針

以上の基本の方針を踏まえ、次章以降で「保存・管理」「調査・研究」「活用」「整備」「運営・体制」に関わる現状と課題を確認し、進める方向性や具体的な方法を示すこととする。

6 保存管理

(1) 保存管理の方向性

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた保存管理の方向性は、次のとおりとする。

ア 史跡の恒久的な保存と確実な継承

史跡の保存にあたっては、史跡の価値や構成要素を整理し、保存対象範囲を示す。また、環濠集落を構成する諸要素の確実な保存を行うため、史跡の追加指定とともに公有地化を推進する。

イ 史跡の適切な管理

史跡の保存対象範囲においては、地区区分ごとに現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準を明確にすることで、関係者間による円滑な保存管理体制を整える。

草刈りや植栽管理、文化財パトロールなどの史跡の日常管理については、計画的に取り組み、将来的に史跡公園として公開した際には、安全かつ快適な環境が保たれるよう管理を行う。

ウ 多様な主体が連携・協力した保存・管理

史跡の価値を守り伝えていくという考え方のもと、多様な主体が連携して適切な保存管理を実施していく。

エ 重層する遺跡の保存

環濠集落の範囲には、その中心部分が大きく重なって史跡下寺尾官衙遺跡群が存在している。また、縄文時代前期の貝塚である西方貝塚や中世の区画遺構などが存在し、史跡を中心とした歴史の重層性が認められる。このような歴史の重層性は、弥生時代中期後半の環濠集落の理解を深める上で必要な要素であり、史跡と重層する遺跡については保存を検討する。

オ 景観・地形の保全

環濠集落を体感し、理解するにあたっては、史跡が立地する地形や景観も重要な要素である。そのような土地については保全をするよう努める。

(2) 保存管理の方法

ア 地区区分の設定

史跡の適切な保存管理を行うために、史跡指定地を含む西方遺跡と隣接する七堂伽藍跡の埋蔵文化財包蔵地をA、B、Cの3地区に区分し、地区区分に従い各地区ごとに保存の基本方針、保存の方法及び現状変更等に対する取扱基準を定めることとした。

A区：保存地区

(史跡下寺尾西方遺跡の中核をなす史跡指定地区)

B区：保存を目指す地区

(史跡指定地に隣接し、史跡指定の必要性が高い地区)

C区：必要に応じて確認調査を行う地区

(埋蔵文化財包蔵地である七堂伽藍跡の範囲内でA、B区以外の地区)

イ 地区区分ごとの現状変更等の取扱い方針

史跡指定地内において、現状を変更する行為を行おうとする場合は、文化財保護法 125 条及び文化財保護法施行令第 5 条により、文化庁長官若しくは茅ヶ崎市教育委員会から事前に許可を得なければならないとされている（維持管理等の影響が軽微なものを除く）。また、史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法第 93 条又は第 94 条により、神奈川県教育委員会に事前に届出又は通知をしなければならないとされている。

本計画における地区区分ごとの現状変更等の取扱基準を下表にまとめた。

表 7 地区区分ごとの現状変更等の取扱方針

地区		地区の考え方	取扱い方針
A 区	史跡指定地	保存地区 ・西方遺跡の弥生時代環濠集落の中核をなす部分で、文化財保護法（第 109 条第 1 項）によって史跡に指定された地区 ・公有地化を進める地区 ・早期に活用を図る地区	・遺跡整備に伴うもの以外の現状変更を原則認めない。
	史跡指定地の隣接地	保存を目指す地区 ・文化財保護法（第 93 条第 1 項）によって規定された「周知の埋蔵文化財包蔵地」内であり、西方遺跡に該当するが、現在は史跡指定されていない地区 ・史跡指定地に隣接する地区で、今後史跡指定される可能性が高い地区	・史跡指定を優先的に進める。 ・積極的に確認調査を行う。 ・現状変更行為に対しては、文化財保護法に基づく手続きを行うとともに遺構に影響を及ぼすおそれのある場合は、関係者と協議し計画の見直しや中止を促す。

西方遺跡及び七堂伽藍跡 A・B区を除く C区	必要に応じて確認調査を行う地区 七堂伽藍跡で史跡下寺尾西方遺跡の構成要素を包含している可能性がある地区	- 確認調査を通じて、遺跡の情報を集積する。 - 現状変更行為等が発生する場合は、文化財保護法の手続きを行い、必要に応じて確認調査を行う。調査により遺構等が発見された場合は関係者と取り扱いを協議する。 - 現状変更行為の計画内容を確認し、必要に応じて遺構の保護及び景観への配慮を求める。
---	--	---

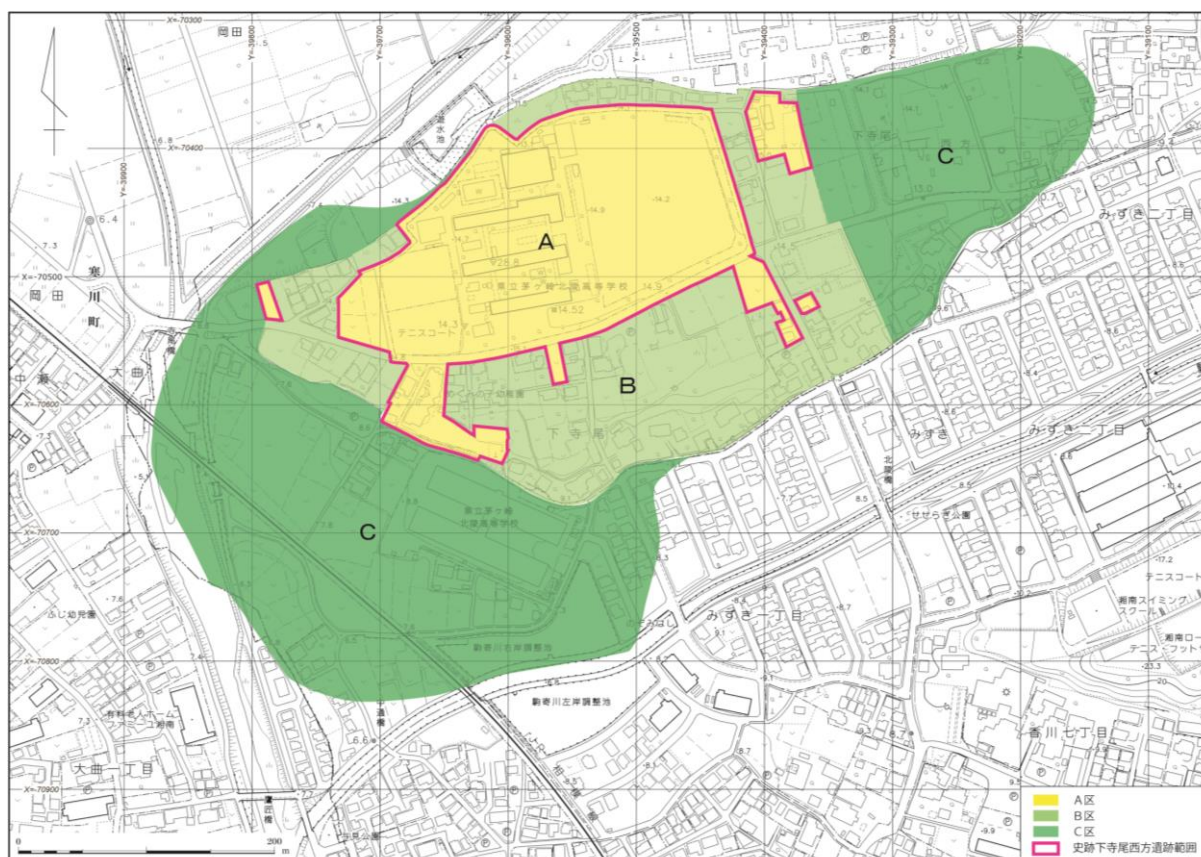


図9 保存管理地区区分図

ウ 地区区分ごとの現状変更の取扱基準並びに開発等への対応基準

(埋蔵文化財包蔵地である西方遺跡もしくは七堂伽藍跡の範囲内でA、B区以外の地区)

表 8 A区の現状変更の取扱い基準

地区	用途		取扱基準	発掘調査	土地所有
A区	文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地区。史跡の中核をなす部分で、意向を現状保存し、早期に公有地化を進める。				
	史跡整備施設		・史跡の保存、活用を目的とする現状変更以外は原則認めない。 ・計画の内容を確認し、遺構への影響を判断する。	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等にあたっては、確認、立会、調査等を実施する。	公有地 ・ 民有地
	地形の改変		・遺構への影響がある地形の変更は認めない。 ・史跡の景観を阻害する地形の変更は認めない。		
	工作物	園路、木道、案内サイン、擁壁、手摺、車止め	・維持管理上必要な行為以外は認めない。 ・色彩の変更は、安全管理上やむを得ない場合を除き、史跡と調和するもの以外は認めない。		
	建築物	遺構展示施設、四阿	・維持管理上必要な行為以外は認めない。 ・色彩の変更は、安全管理上やむを得ない場合を除き、史跡と調和するもの以外は認めない。		
	埋設設備	雨水排水、電気、給水、汚水	・維持管理上必要な行為以外は認めない。 ・遺構への影響がある改修は認めない。		
	植栽	高木、中低木、地被	・樹木の伐採、補植は、遺跡の価値を保全するために必要なもの以外は認めない。 ・根の伸張により遺構へ影響を与えるおそれがある樹木は、伐採を認める。 ・樹木の移植は、遺構へ影響を与えるおそれがあるものは認めない。		

A 区	宅地	・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。 ・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等にあたっては、確認、立会、調査等を実施する。	民有地
	農業用地	・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。 ・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。		民有地
	教育施設用地	・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。 ・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。		公・民有地
	その他	・電柱の移設及び電線の地下埋設は、最小限の土地の形状変更以外は認めない。 ・道路及び埋設管等（以下「道路等」という。）は、史跡整備を除いて原則現状を維持するものとする。経年劣化等により補修が必要となる場合は、最小限の土地の形状変更以外は認めない。 ・災害発生時、地区内の公有地を避難所等とする場合、現状変更は最小限に留めるものとする。この場合、災害復旧後は速やかに原状に復するものとする。 ・地域のコミュニティイベントの場等として活用する場合は、事前に市教育委員会と計画を協議の上、イベント開催期間に限り、現状変更を認める。現状変更は遺構に影響を伴わない範囲に留めるものとする。この場合、イベント開催期間終了後は速やかに原状に復するものとする。		公・民有地

表 9 B区の開発等への対応基準

地区	用途	取扱基準	発掘調査	土地所有
B 区	史跡隣接地や今後史跡への追加指定を目指す地区で、範囲確認調査や研究の進展によりその区域が比較的明確であるものを指す。開発に対しては史跡地に準ずる重要地点として扱い、積極的な保存措置をとるものとする。			
	宅地等 農業用地	・原則現状を維持し、遺構を保存する。 ・所有者と調整を図りながら史跡指定を目指し、計画的な公有地化を進める。 ・開発行為や宅地の改修が計画された場合は、発掘調査を行い、遺構の状況を確認する。遺構面の残存状況により史跡の追加指定を目指し、所有者に計画の変更及び中止の協力を求める。 ・開発行為や宅地の改修によって土木工事が計画された場合は文化財保護法第 93 条・94 条による届出及び通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。	遺 構 の 確 認 の た め 原 則 と し て 発 掘 調 査 を 実 施 す る。	公・ 民有地
	道路等	・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。 ・開発行為が計画された場合は発掘調査を行い、遺構の状況を確認する。遺構面の残存状況により史跡の追加指定を目指す。 ・開発行為や維持管理等によって土木工事が計画された場合には文化財保護法第 94 条による通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。 ・茅ヶ崎市が積極的な保存協議をおこなう。		公有地
	その他	・掘削を伴う土木工事が計画された場合は「文化財保護法」93 条・94 条による届出及び通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。		公・ 民有地

表 10 C区の開発等への対応基準

地区	用途	取扱方針	発掘調査	土地所有
C 区	埋蔵文化財の包蔵地であり、史跡の範囲の拡大や重要遺構の有無を確認する地区。開発にあたっては、発掘調査等の実施について調整し、調査の結果、重要遺構が確認された場合には、所有者と保存のための協議を行う。			
	宅地等 農業用地	・原則現状を維持し、遺構を保存する。 ・開発行為や宅地の改修が計画された場合は、発掘調査等により、遺構の有無を確認する。調査等により、重要な遺構が確認された場合は、所有者に計画の変更及び中止を求め、史跡への追加指定を目指す。 ・開発行為や宅地の改修によって土木工事が計画された場合は文化財保護法第 93 条・94 条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。	遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。	公・ 民有地
	道路等	・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。 ・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には文化財保護法第 94 条による通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。 ・茅ヶ崎市が積極的な保存協議をおこなう。		公有地
	その他	・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には文化財保護法第 93 条・94 条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。		公・ 民有地

エ 法令に基づく諸手続き

文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを以下に整理する。

表 11 法令に基づく諸手続き

事項	手続	期限	根拠法令 (文化財保護法)	規則等
管理責任者の選任、解任	届出	20 日以内	第 119 条第 2 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 1 条、第 2 条
所有者の変更	届出	20 日以内	第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 3 条
管理責任者の変更	届出	20 日以内	第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 4 条
所有者（管理責任者）の氏名、名称、住所の変更	届出	20 日以内	第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 5 条
滅失、き損、亡失及び盗難	届出	10 日以内	第 118 条、第 120 条、第 172 条第 5 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 6 条
土地の所在、地番、地目、地積の異動	届出	30 日以内	第 115 条第 2 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 7 条
現状変更等	許可申請	—	第 125 条第 1 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条
復旧	届出	30 日 前まで	第 127 条第 1 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条
	報告	遅滞なく		
管理、修理等に関する技術的指導	依頼	—	第 118 条、第 120 条	国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第 3 条

オ 追加・新指定の方針

西方計画検討報告の対象地区のうちB区とした史跡の隣接地においては、既に確認調査などで史跡の本質的価値を構成する諸要素が明らかになっている地点もあり、土地所有者の同意を得ながら適宜史跡の追加指定手続きを進めていく必要がある。遺跡状況が明らかでない地域では、計画的な調査によって順次遺跡状況を明らかにし、史跡の本質的な価値を有する重要な遺構が確認された区域については、追加指定を図る必要がある。また、埋蔵文化財包蔵地であるC区においても、史跡の本質的な価値を有する重要な遺構が確認された場合は、追加指定を視野に保存を図る必要がある。

史跡下寺尾西方遺跡と重層する弥生時代以外の遺跡については、その遺跡に関する資料を蓄積するとともに調査研究を進め、客観的な評価を得る必要がある。その上で、遺跡を保存するために、新たな史跡の指定を目指す必要がある。なかでも縄文時代前期の西方貝塚については、これまでの調査によって遺跡の価値が確認されていることから、貝塚を構成する同時期の集落が保存されている台地部分を中心に史跡指定に向けた取組を進めていく必要がある。

カ 史跡指定地の公有地化

史跡の保存・管理及び活用・整備のため、所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら指定地の計画的な公有地化を図る。

公有地化については、史跡の保護のため予算措置を行い活用整備の方向性を踏まえ、特に史跡の構成要素が発掘調査などによって確認されている土地を優先して公有地化を行う。また、所有者からの公有地化や寄付の申し出があった場合や、遺構の保存及び将来的な史跡の活用に影響を及ぼす現状変更が計画された場合は、随時公有地化を図る。

キ 維持管理

維持管理においては、公有地化した土地を対象に草刈りや樹木管理、文化財パトロールを行う。現地の説明板においても破損や劣化等の確認を行い、必要に応じて修繕を図る。また、史跡は広域な範囲であり、大部分が北陵高校の敷地内であることから、地域や学校と連携を図りながら適切な維持管理を行う。必要に応じて予算措置を図るなど安定的な維持管理に努める。

ク 出土品管理

出土品については、出土品の管理者間で連携協力し、出土品の適切な保管・管理が行われるよう検討を行う。出土品の保管については、複数の収蔵施設に保管されている状況であることから、保存活用に資するよう収蔵機能をもったガイダンス施設、埋蔵文化財センターの設置により収蔵箇所の一元化の検討を行う。また、脆弱遺物については温湿度の管理された施設での適切な保管や定期的な出土品の観察・保存処理の検討を行う。

7 調査研究

(1) 調査研究の方向性

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた調査研究の方向性は、次のとおりとする。

ア 史跡の価値を高める調査研究

環濠集落の調査研究（発掘調査・文献調査・出土品調査等）を継続的に行うことで、情報を蓄積・更新し、史跡の価値を高めていく。

イ 整備や活用に資する調査研究

史跡の理解を深めるため、多方面の学術分野の調査研究を進める。また、先進事例の調査研究を行うとともに、最新の調査研究を活かして効果的な整備や活用を目指す。

(2) 調査・研究の方法

ア 環濠集落の調査研究

史跡下寺尾西方遺跡の環濠集落は、環濠の位置や集落範囲は一定程度明らかになっているが、限定的な発掘調査での確認であることから、集落構造の全容が解明されているわけではない。そのため、新たな調査研究により建物や環濠の変遷も見直しが必要であり、未発見の墓域や生産域なども含めて、改めて調査研究を推進していく必要がある。

発掘調査については、調査研究の進捗に応じて、環濠集落を構成する遺構の確認を優先する必要がある、調査地点の選定や調査方法は有識者等の助言のもと関係者の十分な議論を行ったうえで決定する。重複する史跡下寺尾官衙遺跡群や他の時代の取扱いについては、事前に方針を定めおき、その都度慎重に判断する。

発掘調査成果をまとめた発掘調査報告書は、発掘調査後速やかに作成する。

イ 考古学分野をはじめとした多方面の調査研究

調査研究にあたっては、考古学分野だけでなく、地理学、建築学、自然科学などの分野や、史跡整備など史跡に関連する学術分野と連携を図る。また、関連自治体や有識者と連携を図り、他市の環濠集落、先進事例等の調査研究などを行うとともに、史跡下寺尾西方遺跡を核とした調査・研究のネットワークをつくる。

8 活用

(1) 活用の方向性

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた活用の方向性は、次のとおりとする。

ア 史跡の情報発信

史跡に関する情報発信や史跡のパフレットの作成により目にする機会を増やし、史跡の存在を知ってもらう。情報発信にあたっては、ICTを活用し、検索しやすく、情報が容易に得られ、活用されやすいものとする。また、最新技術を用いたデジタルコンテンツの作成など最新技術を用いた活用を推進する。

イ 史跡への興味・関心を高め、生涯学習に資する活用

市民向けのシンポジウムや学習会などの企画や学校との協働授業を通して、史跡への興味・関心を高める。また、多様な主体に史跡の魅力が届くよう理解度に応じた活用を図り、新たな学習の場として生涯学習に資する。

ウ 人々が交流し、まちづくりに資する活用

史跡の多様な利用を促進し、人々の交流の場として活用することで、史跡に対する地域の付加価値を高め、まちづくりに寄与する。併せて、史跡とともに周辺の文化施設、観光関連施設などを結び付け、広域的な散策や周遊によって地域の活性化を目指す。

エ 史跡での活動を促進し、史跡への愛着をはぐくむ活用

史跡の管理や活用にあたっては、地域住民や市民団体、学校、企業などの連携を推進し、史跡の価値を活かした主体的な活動や参画を促進する。史跡の存在や活動が生活の一部となり、史跡への愛着がはぐくまれていく。

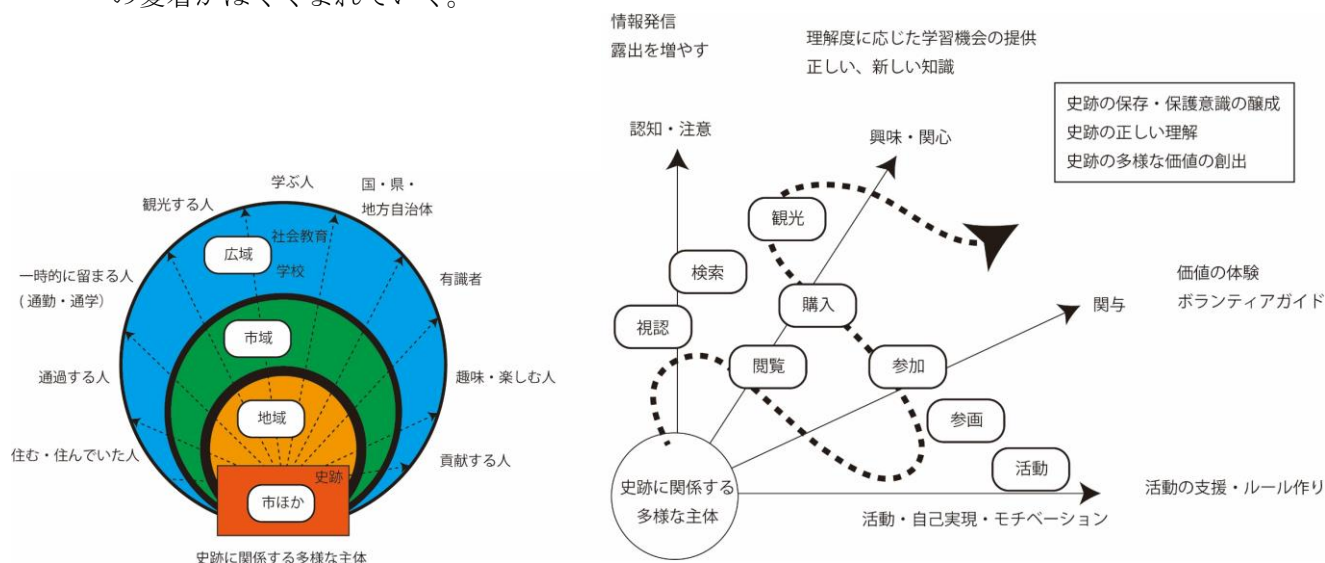


図10 史跡下寺尾西方遺跡の活用の方向性

(2) 活用の方法

ア 情報発信等

周知

史跡の基本情報や史跡内で行われるイベント、関連行事の周知を行う。また、作成したコンテンツの公開を積極的に行う。ホームページだけでなく、SNS などでの発信や史跡の情報に特化した新たなプラットフォームを作成するとともに ICT の活用を推進する。

コンテンツ・物品の作成

現在、史跡情報は市ホームページでの簡便な情報と専門的な発掘調査報告書等となっているため、史跡を平易に説明するリーフレットやパンフレット、周遊マップ、動画、VR・ARの作成など様々な媒体の作成を行う。

コンテンツは、史跡への興味・関心を引くもの、史跡への理解を深めるものなどターゲットを明確にし、わかりやすさや内容を工夫する。現地の整備状況を踏まえて作成・更新することとする。

また、史跡の広報キャラクターの作成や史跡を楽しんだり、親しむための物品の開発・提供を行う。例えば、スタンプやペーパークラフト、ミニチュアのカプセルトイなど市民が手に取り手軽に楽しめる物品などである。

イ 企画の実施と連携

次の企画の実施にあたっては、地域や学校、他市町村等と連携を図り、活用のネットワークをつくる。例えば、弥生時代中期後半の環濠集落を有する自治体（県内では横浜市や綾瀬市、隣接する寒川町）と共催したり、研究者との連携を図ることで活用の効果を高める。地域においては、史跡の活用を市民とともに検討・実践する。市長部局及び教育委員会においては博物館や生涯学習、地域振興、観光、景観を所管する部局等と事業連携した活用を行う。

シンポジウム・講演会・勉強会

史跡に関連したシンポジウムや講演会などの企画を実施する。企画は史跡への理解が深まるようターゲットの年齢層や理解度に応じて工夫を行う。

現地を活かした周遊やイベント

遺構表示や説明板・解説板を利用し、現地における活用を行う。例えば、まち歩きの企画や周遊コースの設定を行い、史跡とともに地形や堤貝塚などの周辺の史跡・遺跡、博物館や他の施設を案内する。そのほか、ドローン等を用い普段見るこ



写真 5 史跡見学会

とができない視点から遺跡をみるなど、非日常を体感できるようなイベントや企画等も検討する。

歴史や文化の体験学習

史跡や弥生時代を体験できる活用を行う。例えば、土器づくり体験、稲作・耕作体験、地元の材料を使った竪穴建物の建築や模型作成、復元ジオラマの作製などである。

発掘調査の現地説明会

発掘調査実施時においては現地説明会を検討する。通常埋め戻されて見えなくなってしまう発掘調査中の遺跡が一般に広く公開できる唯一の機会である現地説明会は、効果的に実施すれば来跡者の印象に残りやすく、史跡や調査研究へのより深い理解を促すことが見込まれるため、史跡の保護に留意しながら積極的に実施する。

学校教育との連携

市内には小学校 20 校、中学校 14 校、高校 5 校がある。授業への講師対応など連携を図り、市内の児童・生徒との長期的な関わりを実現する。

出土品の展示・解説

史跡の関連する出土品を展示し、展示解説を行う。展示については、出土品の適切な保管が可能な場所を原則とし、整備予定のガイダンス施設のほか、博物館や各施設で行う。イベント会場での展示や講座での利用については、安全対策や盗難対策などを講じた上で実施する。

ボランティアガイドの養成

史跡を正しく理解した史跡活用の協力者を増やすため、市内小中学生・高校生を含む住民を中心としたボランティアガイドの養成講座を行う。また、ボランティアガイドを活用した企画を実施する。

ウ 史跡利用の促進

市民が交流し、憩いの場や地域活性の場となるよう、地域の屋外行事や史跡内で特別な体験を演出することができるイベントの実施を促進する。イベントの実施にあたっては、次の内容に留意する。



写真 6 シンポジウム討論



写真 7 下寺尾遺跡群等保存・活用学習会の様子

史跡の「保存」に影響を及ぼさない

現時点で、史跡の大部分が整備前であり、線路や学校、民地が隣接しているなど、火災に対して脆弱であったり、不特定多数が用いることを想定したつくりになっていないことから、火気使用や過度な荷重、土地の削平については特に気を付ける。

史跡ならではの特徴や魅力を尊重する

史跡の歴史的・文化的な価値、規模、デザイン、立地条件、歴史的背景等に着目し、史跡ならではの特徴や魅力を伝える。あるいは、史跡本来の用途を尊重し、史跡の特徴や魅力を活かして「特別な会場での特別な体験」や地域特性を演出すること。

イベント等の実施にあたっては、茅ヶ崎市に相談し必要な手続きを行う

イベント等の実施には国や茅ヶ崎市の許可が必要になる場合がある。また、イベント等の後は原状回復を行うことも必要である。火気使用は細心の注意を払うとともに、あらかじめ避難経路を確認するなど安全に対する配慮を行うこと。

9 整備

(1) 整備の方向性

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた活用の方向性は、次のとおりとする。

ア 史跡の保存を前提とした整備

史跡整備の目的は、第一に本質的価値の保存である。整備にあたり、史跡に影響を与えることがないように、史跡の恒久的な保存を前提とした整備を行う。

イ 史跡の本質的な価値を顕在化し、活用するための整備

史跡の本質的な価値の理解を深め、体感できる整備を行う。遺構の復元や表現方法については、史跡を正しく理解するために最も有効な方法を採用する。

ウ 地域に親しまれ、まちづくりの拠点となる史跡公園の整備

史跡が地域のシンボルとなり、学習や憩いの場として利用できる多目的・多機能な史跡公園の整備を行う。また、史跡指定地に隣接して、ガイダンス機能・情報発信機能・史跡管理機能をあわせもつ活用の拠点施設やトイレ、駐車場などを備え、来訪者の便益向上を図る。

エ 現状への取り組み

広範囲に及ぶ整備については、整備基本計画に基づき一体的に整備を進めることが必要である。また、公有地化の進捗状況や調査・研究を踏まえて段階的に行うことが望ましく、短期・中期・長期計画を立て整備の進展を図ることが重要である。

現状への対応としては、段階的な整備を補完するように、公開活用を優先した仮設の暫定的な整備を検討することも必要である。また、現地において整備の変化を見せることで継続的に市民の興味関心を高めることが期待される。

(2) 整備の方法

ア 保存のための整備

保存においては、遺構を被覆する保存盛土層や台地縁辺の法面などを保護する整備を行う。保存盛土にあたっては、発掘調査や過去の調査成果により必要な盛土層の厚さを確認する。活用のための整備においても、埋蔵されている遺構や遺物に影響を与えるような設計を避ける。そのほかにも、地形保全のための排水施設の設置、盛土保護のための植栽などにより遺構に影響が及ぶことがないように配慮する。保護層を含めた史跡の保存方法については、来訪者の理解を得るように表示等を行う。

イ 活用のための整備

本質的価値の顕在化

整備にあたっては、環濠集落を特徴づける2条の環濠を主軸に、その延伸方向をイメージさせるとともに、集落全体の規模感が体感できるような整備を行う。また、環濠の外と内や竪穴建物のまとまりなどの空間区分を体感できる整備を行う。さらに、高台の立地を踏まえて、史跡から富士山や大山、小出川、低地などを見渡せたり、遠方から集落が立地していることがわかるような景観整備や地形模型などを用いて周辺地形を意識した整備を行う。これらの整備には、空間を区分する環濠などや空間内容を表現する建物などの遺構を表示し、集落の構造や配置、集落での営みが想像できるようにする。

現地における遺構の展示・表示方法については、発掘調査をはじめとする各種調査成果に基づき、遺構の保存に配慮しつつ、有識者等の意見を踏まえて進める。特に、立体的な復元整備は史跡のシンボルとなり視覚的に理解しやすい一方で、長期間遺構に対するイメージを固定化してしまう恐れがあるため慎重に判断する。遺構以外においても、本史跡の特徴でもある「遺跡の重層性」の理解を深めるため、深く攪乱を受けている範囲や土層の剥ぎ取りなどを活用し、実際の土層の重なりを観察できる施設の設置を検討する。現地での遺構展示・表示が保存活用上適さない場合には模型を用いた展示やVR・ARなどのデジタル技術を活用した展示についても検討する。

標識・境界標・説明板・解説板・案内板などの整備

史跡には、標識・境界標・説明板・解説板・案内板などを設置する。解説板などは大きさや意匠が景観を損なわないよう配慮する。また、周辺の文化資源を結ぶ周遊可能な見学動線を設定し、サインの整備を行う。

なお、解説板等にはスマートフォンなどを情報端末とし、多言語化や広い年齢層に対応した情報提供の仕組みを検討する。

ウ 史跡公園としての整備

史跡公園にかかる広場や園路の整備

史跡を整備するにあたっては、指定地の一部に植栽を施し、広場を設けるなど、体験学習や憩いの場、市民交流の場、災害時などに活用できる場としての機能も持ち合わせる必要がある。そのため、史跡を構成する空間区分の一部に広場を設けるなどして、多目的・多機能な利用が可能な整備を図る。その際、休憩所と建物遺構の復元表示を合体させたり、植栽による修景との組み合わせを図ったりするなど、史跡の景観と調和した選地や意匠を考慮した整備を行う。

園路は史跡の集落の広さや建物分布を活かして配置し、史跡内を効果的にめぐるように整備する。例えば、内側環濠の延長が約700m、外側環濠の延長が約1kmに及ぶことを活かし、集落の周りに散策路やランニング用の園路を整備する。管理用園路も併せて整備する。

ガイダンス施設等の設置

来訪者の回遊の起点となり史跡の活用・管理、調査研究の拠点として史跡を最大限に利用するためのガイダンス施設及び駐車場を設置する。

ガイダンス施設には展示機能・便益機能・管理機能・収蔵機能の他、体験学習機能、集会機能を設け、市民をはじめ県内外からの来訪者の学習の場として利用を促進する。また、史跡の調査研究成果を反映した活用を継続的に実施するとともに、関連する自治体や団体との連携、交流の窓口とすることを目指す。ガイダンス施設の設置に当たってはユニバーサルデザインを取り入れ、老若男女および外国からの来訪者も利用できるよう配慮する。なお、史跡指定地は都市計画法第7条における市街化調整区域に当たり、ガイダンス施設の建築に際しては都市計画法に準拠した計画とする必要がある。

その他の整備

環濠集落のシンボルとなるモニュメントを設置する。また、レンタルサイクルや巡回バスの接続向上、観光タクシー導入などで、JR相模線香川駅・寒川駅などの最寄駅から史跡、史跡から周辺の歴史資源、博物館などへのアクセスにおける負担感を軽減するほか、駅や博物館から史跡までの散策ルートなどを示し楽しみながら史跡に訪れる工夫を実施する。また、既存工作物の利用や除却、市道の廃道についても検討を行う。

(3) 整備の対象

史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値の構成要素にもなっている竪穴建物や環濠のほか未発見の方形周溝墓等の墓域や生産址を整備の対象とする。また、重なって存在する史跡下寺尾官衙遺跡群及び西方貝塚も整備対象とし、整合性を図る。さらに、活動の拠点となるガイダンス施設や駐車場・トイレといった便益施設についても対象とした。

これらの整備対象要素の関連をイメージ図にすると次のとおりになる。

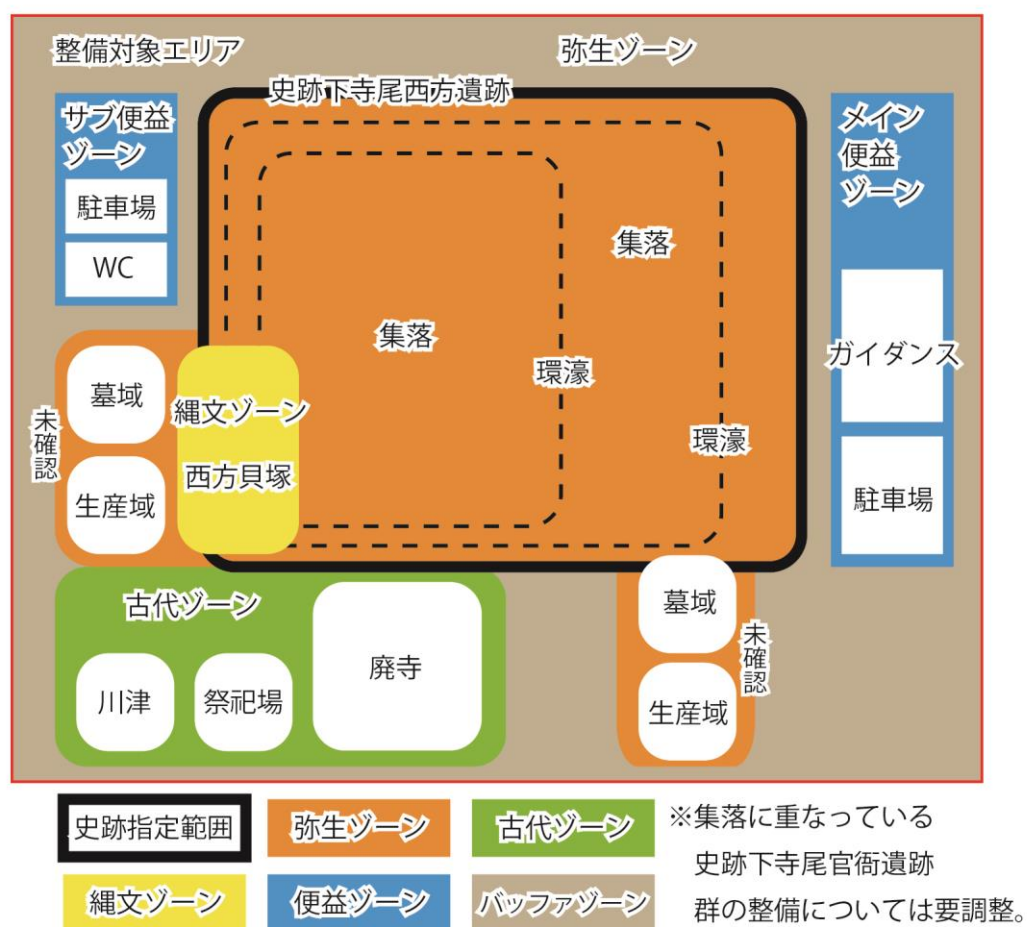


図 11 整備対象要素の関連イメージ図

(4) 整備の実施時期・手順

ア 短期計画

公有地化された土地における解説板・案内板などの暫定的整備

史跡指定地のうち、公有地化された場所について、史跡下寺尾西方遺跡、個別遺構の仮設の説明板・案内板、史跡名称板などを仮設する。また、公有地化や借地した土地に簡易な遺構の平面表示を行う。

整備基本計画の策定

史跡整備の全体計画及び短・中・長期の段階的な整備計画をまとめ、一体的な整備を推進するため、整備基本計画を策定する。史跡下寺尾西方遺跡と重なる史跡下寺尾官衙遺跡群や縄文時代前期の西方貝塚などの遺跡についての取り扱いは附編に記す。

プレハブや既存施設を利用した仮設ガイダンス施設の設置

本格的なガイダンス施設の設置には時間を要することから、プレハブなどの仮設の設置を検討し、現地における活用を推進するために拠点とする。

イ 中期計画

公有地化した史跡の整備

整備基本計画に基づき、実施設計を進め、保存整備工事を行う。計画の詳細は整備基本計画によるが、主に次のような整備を目指す。

想定される整備工事：敷地造成工、遺構整備工（復元工を含む）、園路広場工、植栽工、便益施設工、管理施設工

解説板・案内板などの設置

史跡の総合案内板・利用案内板・周辺遺跡等の案内板を設置する。また、整備した各種遺構には解説板を設置する。

想定される整備工事：情報施設整備工

ガイダンス施設及び便益施設の整備

原則史跡指定地外に、史跡への総合的理解を高めるガイダンス、かつ史跡の管理・活用の拠点ともなるガイダンス施設や駐車場を設置する。

想定される整備工事：ガイダンス施設工、管理施設工、駐車場工

ウ 長期計画

史跡を活用したイベントの運営、見直し・改修整備

中期計画で各種整備が行われた史跡を活用した各種イベントなどの運営を進め、自己点検と評価を踏まえ、必要に応じた見直しと改修を行う。

10 運営体制

(1) 運営体制の方向性

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた運営・体制の方向性は、次のとおりとする。

ア 専門的意見を踏まえた運営

史跡の保存活用整備については、有識者や学識経験者の専門的意見を得ながら運営する。

イ 市民、有識者、行政などが連携・協力した運営

運営にあたっては、地域の住民や地権者の理解と協力を求めるとともに、市民、有識者、行政が連携した持続可能な運営・体制を構築する。また、全国史跡整備市町村協議会への参加や国・県・関連市町との交流・情報交換を行い、広域で連携した運営を図る。

ウ 管理運営体制の確立

史跡の保存活用整備においては、専門的知識を有する職員及び事務職員の人員バランスの取れた拡充を推進する。また、市役所内部の連携を図り、緊密な連絡調整を行う。

(2) 運営体制の方法

ア 専門家による委員会の継続

史跡の適切な保存活用を推進するため、茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会を継続する。部会の開催は、定期的かつ史跡の保存活用の進捗に応じて適切な頻度で開催する。

イ 市民等との連携

史跡の保存活用整備においては、史跡地の維持管理やイベント開催・ボランティアガイドなど、地域との協力体制や連絡体制の構築を強化する。また、住民、有識者、行政が連携した「下寺尾遺跡群保存活用連絡会」を継続し、史跡に関する情報共有やイベントの企画運営を行う。史跡については多様な主体が関わり合うことで、史跡を次世代に継承するための協力者を育成し、将来的な遺跡保存会の発足を目指す。

ウ 国・県・関連市町村との連携

発掘調査や保存活用計画の策定、整備の実施にあたっては国・県と連携し指導助言を受けるとともに財政的な支援を受けながら進めていく。史跡の相互活用でつながる関連市町村においても交流・情報交換の機会を適時設定し、広域で連携した協力体制を図る。また、全国史跡整備市町村協議会への参加を通して継続的な情報共有を図る。

エ 人員体制の充実

史跡下寺尾西方遺跡の保存活用整備においては、現状変更の手続きや発掘調査、補助金事務など、多岐にわたる業務が発生する。推進するにあたっては、担当する人員の拡充と育成が重要であり、計画的な人員配置が望まれる。

オ 市内部の連携

史跡の大部分が未整備であり、史跡指定及び公有地化が今後も継続していくなかにおいては、指定地内外において史跡・遺跡に影響を与える土木工事・開発行為や農地転用が計画される場合がある。史跡の保存のためにはそうした情報の迅速な共有が必要であるため、都市計画・土木・農業などの関係部局との連携強化が必要である。

史跡の活用については、既に史跡を学校教育・社会教育等の生涯学習の場として利用しており、引き続き学校や博物館とも連携を図っていく。また、整備については、史跡公園化にあたり施設管理、公園・緑地管理などの関係部局との連携が必要であり、段階的に整備が行われることで地域や市民活動の拠点・地域振興の核となることから地域振興・観光、市民自治などの関係部局とも連携を図っていく必要がある。

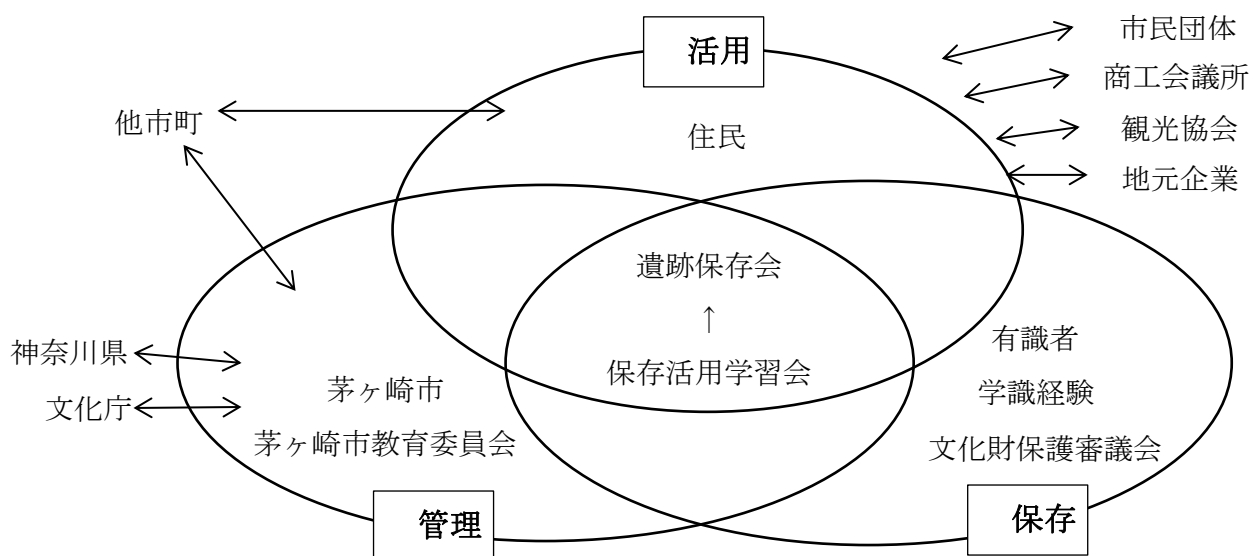


図 12 運営体制のイメージ図

附編 重なる史跡に対する保存活用の基本的考え方

附編 目次

1 史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡下寺尾西方遺跡	1
(1) 重なる史跡	1
(2) 重なる史跡の特徴.....	1
2 重なる史跡の現状と課題	3
(1) 2つの史跡の保存活用.....	3
(2) 官衙遺跡群計画と西方計画検討報告の対比.....	3
(3) 重なる史跡の課題.....	4
3 重なる史跡の保存活用	7
(1) 重なる史跡に係る保存活用の基本的な考え方.....	7
(2) 保存活用計画の整合性.....	8
4 今後の取組み.....	11
(1) 仮称『下寺尾遺跡群保存活用整備計画』の策定.....	11
(2) 全体計画の提示.....	11
(3) 文化財保護法に基づく地域計画の策定と調整.....	12
(4) 現状への取組み.....	12

1 史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡下寺尾西方遺跡

(1) 重なる史跡

下寺尾地区に所在する西方遺跡には、平成 27（2015）年に国史跡に指定された古代の官衙遺跡である「史跡下寺尾官衙遺跡群」が位置し、平成 31（2019）年には弥生時代の環濠集落が「史跡下寺尾西方遺跡」として国史跡として指定された。

史跡下寺尾官衙遺跡群は、律令制の成立から地方支配を示す郡家や国家仏教の広がりを示す古代寺院であり、史跡下寺尾西方遺跡は石器から鉄器へと移り変わる弥生時代中期後半において中核的な集落として機能した大規模な環濠集落として、我が国の歴史を語る上で重要な遺跡と言える。

このような異なる時代・種別の 2 つの史跡が重なって存在する遺跡は全国でも数少ない事例である。そこで、ここでは同じ場所に異なる時代の史跡が重層して存在している状態を「重なる史跡」と呼ぶこととし、両史跡の取扱いについて必要となる「重なる史跡に対する保存活用整備の基本的な考え方」を示すこととする。

(2) 重なる史跡の特徴

指定された 2 つの史跡の本質的価値については、それぞれ明らかにされているが、重なる史跡という状態になったことで、新たに以下のような特徴を有する。

ア 希少性を持つ史跡

同じ場所に異なる時代の史跡が重層して存在すると定義した「重なる史跡」の事例は少なく、令和 7（2025）年 3 月現在では福岡県福岡市に所在する「史跡福岡城」と「史跡鴻瀬館^{こうろかん}」の事例があるだけで下寺尾西方遺跡が 2 例目となる。「重なる史跡」は、訪れることで我が国の歴史を紡ぐことができる史跡が同じ場所に重なって二つ存在するということであり、全国的にも希少な価値を持つ史跡である。なお、史跡の中心部分が広い範囲にわたり重なっている事例は本市の下寺尾地区において他にない。

イ 複合遺跡及び遺跡群の理解を深める史跡

考古学では、一つの遺跡に異なる時代の遺跡が所在することを複合遺跡と呼ぶ。西方遺跡は、史跡以外にも縄文時代、古墳時代、中世、近現代の遺跡が確認されている複合遺跡であり、2 つの史跡を軸に遺跡の重層性を表現できる遺跡と言える。

また、重層性だけでなく、西方遺跡の周辺遺跡には史跡に関連する内容が確認されており、「重なる史跡」の理解をする上で欠かせない要素である。史跡と史跡に関連する周辺遺跡を含めた遺跡群を「下寺尾遺跡群」とし、時間軸である重層性ととも地域の一体的な理解を深めることができる。

ウ 地域の歴史を知る地域資源としての遺跡

重なる史跡を含む複合遺跡や遺跡群の内容を理解することで、遺跡が所在する土地の歴史的変遷を知ることができる。土地の歴史的変遷は、国の歴史として重要であるとともに、その土地固有のものであり、地域資源としても有効に活用できる。また、希少性を持つ「重なる史跡」の存在を知ることにより、国民の財産として守り、誇りとする気持ちを醸成していくことができる。

エ 遺跡立地に関する調査研究への展開

2つの史跡は、時代は異なるものの同じ位置、地形に立地し、各時代の中心的な場所となっていたという共通点がある。このことは、2つの時代において、当時の社会が重要な機能をこの場所に見出したことになり、遺跡の性格や立地、景観などの視点から遺跡の場所性に関する研究の展開を望める遺跡である。

オ 遺跡の多様な価値を示す

同じ場所の遺跡が二重の史跡指定を受けたことは、遺跡の価値が単一の時代・種別だけでなく、異なる時代・種別の遺跡が存在する複合遺跡という観点からも価値が創出される可能性を示しているものである。遺跡が存在する土地の特徴や遺跡保護の歩みなど、様々な視点で遺跡の価値の多様性を認め、その内容を活かしていくことが地域や文化財保護にとって重要と言える。重なる史跡はそうした中の一つである。

2 重なる史跡の現状と課題

(1) 2つの史跡の保存活用

史跡下寺尾官衙遺跡群においては、平成 29（2017）年 3 月に『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』（以下、「官衙遺跡群計画」という。）が策定されている。一方、史跡下寺尾西方遺跡においては、令和 7（2025）年〇月に『史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告』（以下「西方計画検討報告」という形で保存活用の指針が示されている。

史跡の保存活用整備については、各史跡の当初指定後から順次実施しており、進捗を概観すると次のようになる。

「保存・管理」では地権者の理解を得ながら追加指定を進めており、保存用地の拡大を図っている。また、並行して指定地に対する公有化も少しずつではあるが、継続して実施している。平成 31（2019）年 2 月 26 日には新たに弥生時代中期の環濠集落が史跡指定を受けた。こうした動きは茅ヶ崎市文化財保護審議会や同保存活用部会などの指導助言を得ながら進められている。加えて、地域や市民団体、有識者などで構成する下寺尾遺跡群保存活用連絡会（以下「連絡会」という。）とも情報を共有している。「調査・研究」では、指定後から発掘調査を継続的に進めており、22 地点における調査を実施し資料の蓄積を進めている。さらに「活用」では、遺跡調査発表展示会における定期的な成果報告を行うとともに現地見学会や講座、学習会などの開催、学校教育との連携も図りながら史跡理解への動きを進めている。「整備」では、現地において案内板や遺構表示などの仮整備を実施している。一方、こうした動きの中で予定していた整備計画策定については遅れている。背景には新型コロナウイルス感染症防止など複数の要因があるかと思われるほか、遺跡地に所在している北陵高校移転事業の遅れも影響していると思われる。

(2) 官衙遺跡群計画と西方計画検討報告の対比

2つの史跡の保存活用に際して、官衙遺跡群計画と西方計画検討報告が描く内容が相容れないものであると、それぞれの計画に支障をきたすことになる。そこで計画内容を項目ごとに対比し、差異を確認しておきたい。

ア 保存管理

保存の方向性は、表現は異なるものの双方史跡の保存と景観の保全を示している。なお、官衙遺跡群計画では基準の作成、追加指定、周辺の歴史遺産の保存、市民との連携した保存管理などについて細かく示している。西方計画検討報告でも同様なものが求められている。

保存方法については、双方とも地区区分ごとの取扱いを示しており、取扱いの考え方に大きな相違は無い。また、追加指定・新指定については、官衙遺跡群は優先地区を示すと同時に弥生の新指定を目標として掲げた。さらに、双方とも公有地化については推進の考えを示している。

イ 調査研究

双方とも計画的で適切な調査の推進を目標としているが、官衙遺跡群計画では官衙遺跡研究を目的に掲げている。一方、西方検討報告では、史跡の価値を高める調査研究として環濠集落の調査研究の推進を掲げている。なお、双方とも重なる史跡に対する調査方法に関する具体的な言及はみられない。

ウ 活用

双方とも表現はやや異なるが同様な方針を示している。西方検討報告では「史跡への愛着をはぐくむ活用」という表現を用いている。

エ 整備

双方とも史跡の保存と地域に親しまれる整備を目指しており、官衙遺跡群計画では、現在および将来を見据えた段階的な整備を、西方検討報告ではまちづくりの拠点を目指すことが示されている。なお、この段階ではともに整備に関する具体的な方法については示されていない。

オ 運営体制

方向性では地域との協働について双方とも示されているが、内容や表現がやや異なる。方法では職員体制をはじめ専門家、関連市町村、地域・市民などとの連携した運営・体制を目指している。やや異なることもあるが、その内容が、双方の運営を妨げることにはならず、むしろ補う項目となると思われる。

カ 実施期間

実施期間については、官衙遺跡群のみ提示されている。具体的には官衙遺跡群計画では短期計画平成 29（2017）～令和 2（2020）年、中期計画令和 3（2021）～令和 8（2026）年、長期計画令和 9（2027）～令和 18（2036）年である。一方、西方計画検討報告では示されていない。

(3) 重なる史跡の課題

官衙遺跡群計画と西方検討報告の対比を踏まえると大きな差異はないものの、記載内容や表現に違いがみられる。また、単独の史跡についての保存活用計画と検討報告ということもあり、重なる史跡としての保存活用に係る記載は十分とは言えない。同じ土地に存在する 2 つの史跡は一体的に保存活用することが望ましいが、その場合には次の課題を解決する必要がある。

ア 保存管理

指定範囲や今後保存を要する範囲は、厳密には史跡毎に異なるのであり、それぞれの範囲を適切に把握・周知し、指定や現状変更の手続きに滞りなく行う必要がある。重なる史跡であることで、一方の史跡に係る手続きや把握を失念するなどの混乱が生じることも想定される。

また、2つの史跡は一体的に管理することが望ましいが、範囲が広大となる。

イ 調査研究

史跡の指定や整備においては、歴史的な価値を踏まえることが必要である。2つの史跡が重なることによって、保存対象を把握することが難しくなる可能性がある。

例えば、遺跡の詳細を確認していく発掘調査等において、下層にある古い時代の遺跡を調べる場合、上層の新しい時代の遺跡は掘り下げることになり上層の遺構を破壊してしまう。一方、上層を保護した場合は下層の遺跡内容を確認することができなくなってしまう、など調査研究を進める際の保存対象に対する課題が生じる。

ウ 活用

考古学や発掘調査においては、複合遺跡自体は珍しいものではないが、複数の時代が積み重って遺跡が存在していることやその仕組みは、一般に十分理解されているとはいえない。また、複数の時代がある遺跡のうち、2つの時代の内容が史跡に指定されたことも理解しにくいものである。したがって、重なる史跡の価値を効果的に伝えるためには、2つの史跡の内容だけでなく、重なる史跡や複合遺跡についての理解も促していく必要がある。

エ 整備

史跡整備においては、遺構の表面表示や説明板などで史跡の価値を顕在化させ、我が国の歴史を体感できるよう工夫を行う。しかし、重なる史跡においてはどちらか一方の史跡のみ整備したり、2つの史跡整備が存在することによる事実誤認などを招く可能性があるため、史跡や歴史の理解にあたり、無秩序な整備とならないよう注意が必要である。そのため、それぞれの史跡の特徴や重なる史跡を踏まえた方針を定め、遺構表示、景観復元などの整備の方法を検討する必要がある。

オ 運営体制

重なる史跡における保存活用整備は、同じ場所の土地の歴史であるという観点から2つの史跡を一体のものとして、運営すべきものである。また、2つの史跡を対象とするとともに「重なる史跡」としての価値も有していることから、それに見合う財源・人材の確保も課題である。

また、官衙遺跡群計画は策定から10年が経過し、策定当初の計画と現在の実態を踏まえた見直しの時期に当たる。官衙遺跡群計画及び西方検討報告においては保存活用整備に係る方針や方法がそれぞれの史跡を中心に記載されており、重なる史跡として2つの史跡の保存活用整備の整合性を図っていく必要がある。

カ 実施期間

運営・体制と同じく2つの史跡は一体として、保存活用整備を実施すべきものであり、事業に係る実施期間も軌を一にして取り組む必要がある。

3 重なる史跡の保存活用

(1) 重なる史跡に係る保存活用の基本的な考え方

史跡は我が国の歴史の正しい理解に資するうえで欠かせない、学術上重要な文化財であるということを踏まえ、重なる史跡に対してはどちらかに優劣をつけることは避けなければならない。その上で、同じ場所に異なる時代の史跡が存在するという事実を認識し、それぞれが有する特質を尊重しながら史跡全体の調和のとれた保存活用を進めていく必要がある。また、同じ場所に異なる時代の史跡が存在するという特徴を活かし、複合遺跡への理解を深めるとともに、重なる史跡の希少性及び史跡の多様な価値を周知し、土地の歴史という地域資源として後世に継承し、住民の誇りを醸成していくことを目指すことも必要である。さらに、2つの史跡を中心に広がる遺跡（≡下寺尾遺跡群）は、重なる史跡の価値と共に一帯の地形が織りなす景観や歴史の重層性から今後多様な価値を生み出すものとして積極的に保全し、保存活用に組み込んで、重なる遺跡への理解を深めることが求められる。

こうしたことを踏まえ、重なる史跡に対する保存活用の基本的な考え方について以下にまとめる。

ア 2つの史跡に対する優劣はつけない

古代における史跡下寺尾官衙遺跡群及び弥生時代の環濠集落である史跡下寺尾西方遺跡それぞれが、我が国の歴史を語る上で欠くことのできず、学術的に高い価値をもつ史跡であることから、保存活用において優劣をつけることは不可能であり、そうした検討は行わない。

イ 2つの史跡の歴史的価値を守り高める

2つの史跡の本質的価値が適切に保存され継承されることを前提として、双方の歴史的価値が高まるよう保存活用を行う。

ウ 重なる史跡の理解促進

重なる史跡は二重指定を受けた数少ない遺跡であることから、その特徴を活かして希少性や重要性を理解されるような保存活用を進め、全国に発信するとともに地域の誇りや文化財保護の意識を醸成する。

エ 複合遺跡・遺跡群を意識した保存活用整備

重なる史跡を中心として広がる下寺尾遺跡群は、様々な時代・種別の複合遺跡であることから、未指定部分を含め異なる時代を構成する遺構・遺物の内容を把握し、遺跡が所在する土地の変遷が理解できるような保存活用を意識する必要がある。そうすることで、史跡・遺跡だけでなく土地への理解を深めることとなり、地域資源として活かすことができる。

(2) 保存活用計画の整合性

官衙遺跡群計画と西方計画検討報告を対比し相違点や課題を確認したが、保存活用を進めていくにはこうした相違点の調整を行う必要がある。加えて両計画を重ねる史跡という視点からもみる必要があり、「基本的考え方」との整合もある必要がある。ここでは重なる史跡の基本的考え方と両計画との整合を図るための方向性を項目ごとに示しておきたい。

ア 保存管理

2つの史跡を含む下寺尾遺跡群の一体管理を行う

同じ場所で重なり合う史跡は、各々の史跡の価値を継承しつつ重層性を活かした保存活用が必要である。そのためには個々の保存管理を行うのではなく一体的な管理を行う必要がある。

2つの史跡の本質的価値を守る

古代における下寺尾官衙遺跡群および弥生時代の環濠集落それぞれが、我が国の歴史を語るうえで欠くことのできない史跡であることから、優劣をつけることは不可能であり、整備計画は、双方の本質的価値を尊重しながら、偏らないように計画を組むことが必要である。

現状変更

2つの史跡の保存のため、保存地区の設定は双方の史跡が網羅するようにし、事前相談を含む現状変更手続きの徹底を図る。現状変更にあたっては原則それぞれの保存管理区分に従うが、歴史の重層性が生み出す価値を踏まえて適切に取扱うこととする。

追加ならびに新指定と公有地化の推進

2つの史跡の調査研究を進めるとともに、本質的価値に基づく内容が明らかになった場合は、史跡下寺尾西方遺跡、史跡下寺尾官衙遺跡群のそれぞれの追加指定を進める。また、重層する遺跡において重要な要素である縄文時代貝塚については詳細を把握し、新たに「西方貝塚」として文化財指定を目指す必要がある。さらに、指定後においては史跡の保存のため、所有者の財産権を尊重しつつ史跡指定地の公有地化（買取り・寄附等）を推進する。なお、複合遺跡であることを意識して異なる時代の内容の把握に努め、適切に保存を行う必要がある。

イ 調査研究

適正な目的に沿った調査研究

史跡は現状保存が原則であり、確認調査等を行う場合は、史跡の歴史的評価の判断に必要とされる資料および保存活用に関わる資料を得ることを目的とするものに限り、計画的に実施する。

重なる史跡を意識した確認調査

確認調査は、史跡が重なって存在することを念頭に行い、双方の史跡に抵触しないように努める。調査地点における両遺跡の状況を把握し、特に下層に所在する遺跡の調査では、上層に所在

する遺跡の保護に配慮する必要がある、下層にある遺跡の調査を進める際には、有識者や関係者の指導助言を踏まえ慎重に実施する。

複合遺跡に関する研究

考古学において複合遺跡は、同じ場所に時代が異なる遺跡が存在することを示すが、複数の遺跡が、同じ場所に形成された背景に共通する点があるかを含め、遺跡立地の観点からも研究を進める必要がある。

公開普及の原則

調査に際しては、現地見学などを行い遺跡状況や発掘調査に対する理解を深めることが必要である。調査成果については報告書を作成するとともに、平易な普及版を作成し広く公開普及に努める。公開に際しては、重なる史跡であることを踏まえ、重層的に異なる時代の遺跡が存在することを理解してもらえよう工夫する必要がある。

ウ 活用

重なる史跡への理解の深化

重なる史跡という希少さを示し、その特性を活かした活用を進め、積極的に情報発信する。また、社会教育・学校教育においても活用を進め地域にとって誇りとなる存在であるという意識を醸成することが必要である。

重なる史跡については、訪問者の理解が深められるよう遺跡の重層についての説明を工夫し、各時代の発掘調査成果などを平易に説明するとともに、史跡や重層する遺跡の価値をわかりやすく伝える。

拠点の創出と回遊性の向上

2つの史跡や下寺尾遺跡群の案内板やガイダンス施設などの拠点をつくとともに、博物館や公民館、地元、関係団体との連携を図り、回遊性を向上させる。

他方面との連携と持続可能な活動

市民・地域、研究者、行政などで構成する連絡会を有効に活用し他方面との連携を図りながら、持続可能な活動を実施していく。

エ 整備

2つの史跡の価値を顕在化する整備

史跡整備においては、史跡の価値を顕在化させることが重要であり、そのためには2つの史跡の本質的価値を踏まえた情報を正確に伝えられる整備が必要である。また、地方官衙や弥生時代の環濠集落を体感できる整備が求められ、整備計画に基づく一体的かつ調和する整備が必要である。

重なる史跡であることを理解できる整備を進める

重なる史跡の整備においては、時代の異なる史跡が同じ場所に整備されることになる。それぞれの史跡を活かしながら混乱を招くことなく、全体として調和のとれた整備を行う必要がある。そのためには、重なる史跡であることやそれを踏まえた整備であることを伝えることが必要である。

複合遺跡・遺跡群であることを意識した整備

2つの史跡を含み、同じ場所に時代の異なる遺跡が存在する下寺尾遺跡群は、我が国の歴史を語る上で欠かせない2つの史跡を中心に、他の時代の理解を深めることができる遺跡群である。複合遺跡であることは珍しくないが、同一地域を時間軸という視点で説明することで、その土地に刻まれた歴史を知ることができる。このことは、地域史理解につながるもので、土地の歴史（変遷）を伝える整備を行う必要がある。

史跡の多様な価値を知らせる整備

重なる史跡は、数少ない事例であり全国に発信できる内容であることを周知し、地域にとっても重要な遺産であり、地域の宝としての誇りを持ってもらえるような整備を目指す。

オ 運営・体制

2つの史跡の一体運営と財源の確保・人員体制の充実

重なる史跡における保存活用の運営は、両史跡を一体のものとして扱う必要がある。また2つの史跡を対象としていることから、それに見合う財源の確保とともに適切な保存活用を進めていくため計画的な人員確保や育成が必要である。

地域住民・地権者の理解・協力

運営にあたっては市（行政）だけではなく地域住民・地権者をはじめとした市民、研究者などが協働して進めることが肝要である。連絡会を定期的で開催し理解と協力を得ながら進めるとともに、学習会などを通じて2つの史跡や歴史の重層性への理解を深め、遺跡の保存活用を主体的に活動する体制の構築を目指す。

関係機関・有識者の助言と広域連携

重なる史跡の保存活用を進めるため国や県と十分に連携し、指導助言を受けるとともに財政的な支援を受ける。併せて、下寺尾遺跡群等保存・活用部会をはじめ、有識者などの専門的見地からの意見をいただきながら運営する。また、全国史跡整備市町村協議会への参加や史跡整備に関連する市町との交流・情報交換を通して、適切な保存活用について広域的な連携を図る。

4 今後の取り組み

(1) 仮称『下寺尾遺跡群保存活用整備計画』の策定

官衙遺跡群計画及び西方計画検討報告と今回示した「基本的な考え方」との調整を図りながら、仮称「下寺尾遺跡群保存活用整備計画」の策定を進める必要がある。そこでは、今回示されている方向性を踏まえながら、保存活用について詳細な計画を策定する必要がある。なお、計画に必要と思われる項目について以下に示しておく。

○計画策定の経緯との目的

- ・経緯・目的・委員会設置・関連計画との関係

○計画地の現状

- ・自然的環境・歴史的環境・社会的環境

○史跡の概要と現状と課題

- ・指定状況・史跡の概要・史跡公開活用のための諸条件の把握・広域関連整備計画

○整備の基本方針

- ・基本理念と方針・整備対象と施行期間

○整備基本計画

- ・全体計画及び地区区分計画・遺構保存に関する計画
- ・重なる史跡および複合遺跡理解に関する計画・動線計画・地形造成計画・遺構表現計画
- ・修景及び植栽・案内・解説板施設計画・管理・便益施設計画・公開・活用に関する施設計画
- ・周辺地域の環境保全に関する計画
- ・地域全体における関連文化財等との有機的活用に関する計画・整備事業に伴う調査計画
- ・公開・活用計画・管理・運営計画・事業計画・地域との協業活動計画

○出土資料・調査資料の保存と活用に関する計画

○完成予想図

(2) 全体計画の提示

仮称『下寺尾遺跡群保存活用整備計画』の策定後には、計画に沿いながら基本・実施設計を経て整備に着手することになるが、下寺尾遺跡群の保存活用整備事業に関する今後の全体計画を示し理解を得ることが必要である。

(3) 文化財保護法に基づく地域計画の策定と調整

下寺尾遺跡群の保存整備を進めるにあたっては、文化財保護法に基づき進めていくことになるが、文化財保護法改正に伴い市町村に策定が求められている「地域計画」との整合性を図る必要がある。現在、本市では策定の検討を進めている段階であることから、「地域計画」において下寺尾遺跡群の整備について記載することが求められる。このため「地域計画」の策定を並行して進めることが求められる。

(4) 現状への取り組み

下寺尾遺跡群に対する本格的な整備には、一定の時間を有することが予想される。しかしながら、市民の史跡への関心は高く、遺跡を活用した事業などが実施されており、今後も継続されることから、ますます史跡に対する関心が高まっていくことが予想される。したがって、史跡を積極的に活用し、現地施設に関しても必要な整備を進めていくことが求められる。